



2026年6月22日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 松林 良祐
(コード：4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報室長 福島 圭介
(TEL：06-6252-3966)

特別調査委員会による追加調査報告書受領および今後の対応に関するお知らせ

当社は2026年4月3日付で公表した「特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、同報告書提出日である2026年3月31日時点において、当社および当社グループ会社における追加調査の過程で判明した一部の不適切な会計処理の疑い等について調査を継続中である旨をお伝えしておりましたが、2026年6月19日に特別調査委員会より、追加調査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。当該報告書は、2026年3月31日付調査報告書を追補する内容となっております。

当社は、あらためて調査報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策を最優先課題として取り組み、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の追加調査報告書について

特別調査委員会の追加調査報告書（概要版、公表版）につきましては、別紙をご覧ください。なお、当該報告書につきましては、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりますことをご了承ください。

2. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書等および決算短信について

当社は、特別調査委員会の追加調査報告書における調査結果の連結財務諸表に対する影響額等を踏まえるとともに、過年度の有価証券報告書等の適正性について当社側での追加的な自主点検を実施しております。当社側での追加的な自主点検および監査法人の過年度訂正監査が完了後、追加検出事項の影響も反映した過年度の有価証券報告書等の訂正報告書および決算短信の訂正開示を行う予定です。開示日が確定次第、速やかにお知らせいたします。

(2) 2026年3月期第3四半期および通期決算短信について

当社は、特別調査委員会による追加調査報告書の内容および自主点検を踏まえた決算の確定作業を進める

とともに、監査法人による当年度の監査及び2026年3月期第3四半期の期中レビューを受けております。これらの完了を前提として、遅れております2026年3月期第3四半期および通期の決算短信につきましては、決算発表日が確定次第、速やかにお知らせいたします。

(3) 改善計画の策定について

当社は、2026年5月29日付で公表した「改善計画の策定方針に関するお知らせ」のとおり、このたび、特別注意銘柄に指定されたことから、再発防止策（詳細版）の各事項が十分であることを再検討するとともに、追加調査報告書において指摘された原因等も踏まえて改善計画を策定し、改善計画・状況報告書を7月下旬に提出予定です。

以 上

2026年6月19日

エア・ウォーター株式会社 御中

追加調査報告書（概要版）

特別調査委員会

委員長 小原 正敏

委員 中森 亘

委員 本多 守

第1 調査の概要

エア・ウォーター株式会社（以下「当社」という。）は、当社グループ（当社、並びに当社の子会社、及び関連会社の全てを含む企業集団全体を意味するものとし、以下、同じとする。また、当社グループに属する当社以外の会社を総称して又は個別に「当社グループ会社」という。）内で在庫を巡る不適切な会計処理（損失の先送り）が発見されたことに端を発し、2025年10月9日、不適切な会計処理に係る事実関係の調査、類似事案の有無の調査、影響額の算定、原因究明と再発防止策の提言等を目的として、外部専門家で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決定した。

当委員会は、2026年1月30日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、同年2月9日までに実施することができた調査の結果を報告した2026年2月12日付け調査報告書（2026年2月9日時点）、及び2026年3月13日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、2026年3月27日までに実施することができた調査の結果を報告した2026年3月31日付け調査報告書をそれぞれ当社に提出したが、2026年3月31日時点において、当社及び当社グループ会社における調査の過程で判明した一部の不適切な会計処理の疑い等について、2026年4月以降も調査を継続していた（当該調査を以下「本継続調査」という。）。

本継続調査の対象は、当社の完全子会社である株式会社日本海水（以下「日本海水」という。）における不適切な会計処理の疑いである。

当委員会は、今般、本継続調査を完了したので、本追加調査報告書をもって、2026年3月31日付け調査報告書を追補する形で、当該調査の結果を報告するものである。なお、特に断らない限り、当委員会の調査体制や、調査に関する一般的な留意事項等は、2026年3月31日付け調査報告書に記載した内容と同様である。

また、2026年3月31日付け調査報告書に記載した原因分析及び再発防止策の提言に変更はない。

第2 調査結果の概要

1 本継続調査で発見された不適切な会計処理

日本海水においては、各期の予算達成を主な目的として、複数の手法による不適切な会計処理が行われていた。具体的には、①商品を販売はするものの日本海水が預かったという形式にして出荷しない、いわゆる預かり在庫取引を通じた売上の先行計上、②後日の買戻しを前提とした売上の架空計上、③仕入先との取引を通じて購入単価を調整することにより行われる損益の調整、④日本海水が付加価値の増加を伴わず帳簿上通過するだけのいわゆるスルー取引による売上計上、⑤本来純額で売上計上すべき代理人取引における総額での売上計上、⑥工場設備の定期修繕費及び労務費の恣意的な固定資産計上、⑦設備設置工事に係る性能試験完了前の売上計上等、⑧四半期や半期を跨いだ売上及び費用の繰延、⑨在庫の評価損の計上回避、⑩持分法適用会社の株式売却に当たっての損失計上の回避が認められた。

2 調査結果の連結財務諸表に対する影響額

当委員会による本継続調査の結果、日本海水における不適切な会計処理の、当社グループの連結財務諸表への影響額は、売上収益レベルで累計4,080百万円、営業利益レベルで累計2,995百万円であった。

なお、本継続調査により判明した不適切な会計処理の影響額には、当社が2026年2月13日に開示した半期報告書において、自主点検調査に基づき修正し、既に計上されている金額の一部が含まれている。

(単位：百万円)

	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	累計
売上収益	△ 34	535	717	644	766	1,289	161	4,080
売上原価	△ 630	292	240	96	478	742	189	1,410
売上総利益	595	242	477	548	287	546	△ 28	2,670
販管費	-	-	-	-	-	-	-	-
その他収益	-	-	-	-	-	82	-	82
その他費用	155	△ 1	-	-	-	△ 388	△ 1	△ 235
営業利益	440	243	477	548	287	1,017	△ 27	2,988

以上

追加調査報告書

【公表版】

2026年6月19日

特別調査委員会

エア・ウォーター株式会社 御中

特別調査委員会

委員長 小原 正敏

委員 中森 亘

委員 本多 守

第1章	調査の概要	1
第1	はじめに	1
第2	調査の経緯等	1
1	調査対象	1
2	調査期間	2
3	調査手続	2
4	当社による社内リニエンシー制度の導入	2
5	本継続調査に係る留意事項	2
第2章	本継続調査で発見された不適切な会計処理	4
第1	Cp社との預かり在庫取引を通じた売上の先行計上	4
1	事案の概要	4
2	経緯・原因	4
3	会計上の問題・影響額	7
第2	Dc社との仕入取引を通じた損益の調整	8
1	事案の概要	8
2	経緯・原因	8
3	会計上の問題・影響額	13
第3	その他の預かり在庫取引による売上計上と後日の買戻し	13
1	事案の概要	13
2	Cy社を利用した買戻し取引	13
3	■■■に関する預かり売上	16
4	Cx社との買戻しを前提とした売上の架空計上	18
5	その他の不正が疑われる取引	19
第4	スルー取引に係る売上計上及び代理人取引に係る総額での売上計上	20
1	事案の概要	20
2	Dc社による■■■仕入販売取引への介在（スルー取引）	20
3	Cq社への電力のスルー取引	22
4	環境事業の産業廃棄物に関する仲介取引	24
第5	工場設備の定期修繕費及び労務費の固定資産計上	25
1	事案の概要	25
2	修繕費の固定資産計上	25
3	労務費の固定資産計上	30
4	固定資産の除却処理漏れ、減価償却累計額及び取得原価の過大計上	33
第6	■■■■■設備の設置工事に係る性能試験完了前の売上計上等	34
1	性能試験完了前の売上計上	34
2	貸倒損失又は貸倒引当金繰入額の計上回避	35

第7	四半期・半期を跨いだ売上及び費用の繰延	37
1	事案の概要	37
2	経緯・原因	37
3	会計上の問題・影響額	37
第8	在庫の評価損の計上回避	38
1	事案の概要	38
2	経緯・原因	38
3	会計上の問題・影響額	39
第9	Cw社の持分法適用会社除外による株式売却に伴う損失計上の回避	39
1	事案の概要	39
2	経緯・原因	40
3	会計上の問題・影響額	43
第3章	調査結果の連結財務諸表に対する影響額	43
第1	連結財務諸表への影響額（年度）	43
別紙1	ヒアリング対象者一覧	45
別紙2	デジタル・フォレンジック調査の概要	48
第1	実施したレビュー手続	48
1	データ保全収集に係る制約事項及び保全収集の対象期間	48
2	データ保全収集・レビュー対象者	48
3	データ保全収集	48
4	データプロセッシング	49
5	レビュー	49

主な略称一覧

略称/用語	正式名称/説明
当社グループ会社	
当社	エア・ウォーター株式会社
当社グループ	当社、並びに当社の子会社、及び関連会社の全てを含む企業集団全体
当社グループ会社	当社グループに属する当社以外の会社
アクアインテック	アクアインテック株式会社
荻田パワー	株式会社日本海水 TTS 荻田パワー
Cw 社	Cw 社
日本海水	株式会社日本海水

略称/用語	正式名称/説明
当社グループ及び当社関係者	
Ly 氏	Ly 氏 退職者（元株式会社日本海水 環境事業部環境営業部 担当部長）
Lz 氏	Lz 氏 株式会社日本海水 取締役 経営管理部長
Ma 氏	Ma 氏 株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ 担当課長
Me 氏	Me 氏 株式会社日本海水 常務執行役員 環境事業部長（元電力事業部長）
Mf 氏	Mf 氏 株式会社日本海水 ■■■工場設備・安全グループ 長
Mg 氏	Mg 氏 元日本海水 常務取締役
Ea 氏	Ea 氏 エア・ウォーター株式会社 経理室
Mk 氏	Mk 氏 株式会社日本海水 執行役員 経営企画部長
MI 氏	MI 氏 株式会社日本海水 物流調達部 担当部長
Mm 氏	Mm 氏 日本海水の顧問税理士であり、公認会計士
Mo 氏	Mo 氏 株式会社日本海水 電力事業部長
Mr 氏	Mr 氏 株式会社日本海水 経営管理部 担当部長
Ne 氏	Ne 氏 株式会社日本海水 塩・食品事業部第1 営業部長

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
監査法人	Cb 監査法人

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
	■■■■年■月■日に締結した覚書
本件 Cn 社売上計上	Cn 社に対する売掛債権を、検収前に■■■■年■月期に計上したこと
本件買戻し取引 (Cy 社)	Cy 社との間の■■用塩販売取引につき、日本海水を商流に介在させ、■月時点で、日本海水が、Cy 社が紹介した Da 社に対して■■用の塩を販売した後に、次年度の■■用塩の入札が始まる■■月頃に Da 社から買戻しを行い、Cy 社に販売を行う取引
本件検収合意	本件設備工事に関して、■■■■年■月までに試運転及び検査を終了させることを条件に、設備の設置をもって検収扱いとすることの了解を取り付けたこと
本件設備工事契約	日本海水が Cn 社との間で■■■■年■月に契約した Cm 社■■処分場への■■■■■設備の設定工事契約
本件設備販売代金	本件 Cn 社売上計上に係る設備販売代金約■■■■■■円
本件仲介取引	■■■■年■月から、Df 社及び Cv 社を排出業者とし、■■■■年■月からは、Dh 社を排出業者として加え、いずれも De 社を処分業者とする産業廃棄物に関する仲介取引を開始し、さらに■■■■年■月からは Di 社を排出業者とし、Dd 社を処分業者とする仲介取引
本件不具合	本件設備工事契約に基づき、日本海水が納入した設備に生じた不具合
Df 社	Df 社
Dh 社	Dh 社
Di 社	Di 社
De 社	De 社

第1章 調査の概要

第1 はじめに

エア・ウォーター株式会社（以下「当社」という。）は、当社グループ（当社、並びに当社の子会社、及び関連会社の全てを含む企業集団全体を意味するものとし、以下、同じとする。また、当社グループに属する当社以外の会社を総称して又は個別に「当社グループ会社」という。）内で在庫を巡る不適切な会計処理（損失の先送り）が発見されたことに端を発し、2025年10月9日、不適切な会計処理に係る事実関係の調査、類似事案の有無の調査、影響額の算定、原因究明と再発防止策の提言等を目的として、外部専門家で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」といい、当委員会による調査を「本調査」という。）を設置することを決定した。

当委員会は、2026年1月30日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、同年2月9日までに実施することができた調査の結果を報告した2026年2月12日付け調査報告書（2026年2月9日時点）、及び2026年3月13日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、2026年3月27日までに実施することができた調査の結果を報告した2026年3月31日付け調査報告書をそれぞれ当社に提出したが、2026年3月31日時点において、当社及び当社グループ会社における調査の過程で判明した一部の不適切な会計処理の疑い等について、2026年4月以降も調査を継続していた（当該調査を以下「本継続調査」という。）。

当委員会は、今般、本継続調査を完了したので、本追加調査報告書をもって、2026年3月31日付け調査報告書を追補する形で、当該調査の結果を報告するものである。なお、特に断らない限り、当委員会の調査体制や、調査に関する一般的な留意事項等は、2026年3月31日付け調査報告書に記載した内容と同様である。

また、2026年3月31日付け調査報告書に記載した原因分析及び再発防止策の提言に変更はない。

第2 調査の経緯等

1 調査対象

本継続調査の対象は、当社の完全子会社である株式会社日本海水（以下「日本海水」という。）における不適切な会計処理の疑いである。

日本海水は、2004年に新日本ソルト株式会社と赤穂海水株式会社が合併して生まれた会社であり、2007年に当社の連結子会社となり、2021年に当社の完全子会社となった。赤穂工場、讃岐工場、小名浜工場、及び熊本工場の4工場を擁し、塩及び副産物（苦汁・塩化カリウム）の製造・販売（塩事業）、電力・蒸気の製造・販売（電力事業）、水酸化マグネシウム製品及び吸着剤や土壌改良剤等の処理剤の製造・販売（環境事業）、並びに海苔・ふりかけ等の製造・販売（食品事業）を行っている。2025年3月期の売上高は371億85百万円、営業利益は27億46百万円であった。子会社にアクアインテック株式会社（以下

「アクアインテック」という。)及び株式会社日本海水 TTS 荻田パワー (以下「荻田パワー」という。)が、その他のグループ会社に株式会社九州ソルトがあり、連結従業員数は 720 名 (2025 年 3 月時点) である。

日本海水の代表取締役社長は 2026 年 5 月 28 日までは Nf 氏 (2019 年 4 月 1 日就任)、同日以降は Az 氏である。

2 調査期間

当委員会は、2026 年 5 月 29 日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、2026 年 6 月 12 日までに実施することができた調査結果のとりまとめを行った。

2026 年 3 月 31 日付け調査報告書の提出以降、本継続調査の実施期間中、合計 5 回の委員会を開催した。

3 調査手続

本継続調査においては、関係資料の調査、関係者に対するヒアリング、及びデジタル・フォレンジック調査を実施した。

当委員会は、当社、当社グループ会社及び外部関係者計 35 名に対し、合計 50 回のヒアリングを実施した。詳細は別紙 1 「ヒアリング対象者一覧」のとおりである。

デジタル・フォレンジック調査の手続の概要については、別紙 2 「デジタル・フォレンジック調査の概要」のとおりである。

4 当社による社内リニエンシー制度の導入

当社は、本継続調査中である 2026 年 5 月 2 日、日本海水の役職員が当委員会に対し積極的に事実関係を明らかにすることを促進すべく、日本海水の役員 (当社グループ執行役員を兼務する Nf 氏を除く。) 及び管理職以上の職員並びに当委員会のヒアリングを受けた者を対象とし、適用期間を 2026 年 5 月 15 日まで (ただし、当委員会のヒアリングを受けた者については、ヒアリング実施後相当な期間まで) として社内リニエンシー制度 (調査協力による社内処分減免制度) の導入を決定し、周知した。

その結果、日本海水の役職員より、合計 10 件のリニエンシー申請がなされるに至った。

5 本継続調査に係る留意事項

本継続調査に関し、当委員会による調査及びその結果には、次のとおり留意事項及び限界がある。

(1) 日本海水の役職員による調査妨害行為

本継続調査の過程においては、当委員会が実施したヒアリングの対象者が誰であるかや、ヒアリング対象者が受けたヒアリングの内容や当該対象者が当委員会に対して話した内容

が、代表取締役社長であった Nf 氏、取締役（当時）経営管理部長である Lz 氏（以下「Lz 氏」という。）及び執行役員経営企画部長である Mk 氏（以下「Mk 氏」という。）ら日本海水の経営幹部に共有されていた。Nf 氏、Lz 氏及び Mk 氏は、自身らを含むヒアリング対象者から共有を受けた情報を基に、当委員会に対する回答方針を、不適切な会計処理があったとしても不正の認識を否定する方向で統一するべく回答案を準備したり、当委員会が調査対象とした一部の事案について関連資料の存在を否定して開示しない方針とする等した上で、これらをヒアリング対象者に情報共有する等していた。これらの行為は、本継続調査に対する調査妨害と評価すべきものである。

これらの調査妨害行為は、本継続調査を本格的に開始した 2026 年 4 月頃から行われていたが、当委員会が実施したデジタル・フォレンジック調査において裏付けとなる客観資料が発見されたこと等から、同年 5 月以降、日本海水の経営幹部の影響が及ばない状況下で本継続調査を行うため、当社及び日本海水により日本海水の経営幹部を自宅待機とする措置が実施された。また、日本海水において社内リニエンシー制度が導入された後に実施された当委員会によるヒアリングにおいて、一部の役職員より前記調査妨害行為について認める供述がなされ、前記 4 のとおり複数のリニエンシー申請もなされるに至った。これらのことから、当委員会としては、日本海水の経営幹部による調査妨害行為の影響は相当程度減殺され、日本海水における不適切な会計処理に係る事実関係の全体像については明らかにすることができたと考えている。

なお、当社は、本継続調査に先立ち、外部専門家の支援を受けて自主点検チームを組成し、当委員会による調査と並行して、不適切な会計処理に関する調査（以下「自主点検調査」という。）を実施しており、日本海水もその対象であったところ、自主点検調査に対しても前記のような調査妨害行為が行われていた可能性が否定できない。現に、本継続調査においては、日本海水の■■工場で、預かり在庫として未出荷のまま売上を計上していた取引に関し、預り証明書を偽造して Cb 監査法人（以下「監査法人」という。）に提出していたことが判明した（ただし、本継続調査の結果、当該取引に関する預り証明書は正式なものが別途存在しており、当該取引自体が不適切な会計処理に該当するものではないことが確認された。）。しかしながら、前記の他に、ヒアリング内容の共有や口裏合わせ、ワークショップに際しての不当な働きかけ等、過去の自主点検調査に対する調査妨害行為を明確に基礎づける証拠は発見されなかった。

（２）ヒアリング実施上の限界

当委員会がヒアリングの実施を要請した日本海水の従業員の一部が、健康上の理由により長期休職中であり、当委員会では同人へのヒアリングを実施できなかった。

（３）時間的制約

本継続調査は、前記第 2・2 の調査期間における限られた時間の中で行われたものであ

るが、前記（１）で述べたとおり、当委員会が調査を進めるにつれて、日本海水における不適切な会計処理事案（自主点検調査では問題とならなかったが、本継続調査において新たな問題が判明したものを含む。）が次々と発覚した。これらの日本海水の関係者、特に経営幹部が、当委員会による本継続調査の開始後速やかに、自らが知り得た不適切な会計処理に関する情報を適切に提供していれば、本継続調査の進捗も違ったものとなつたであろうと思われる。

第２章 本継続調査で発見された不適切な会計処理

第１ Cp社との預かり在庫取引を通じた売上の先行計上

１ 事案の概要

日本海水は、■■■■年■月期及び■■■■年■月期の期末ないし半期末を迎えるに当たり、各期の予算達成のための売上増加対策の一環として、Cp社（以下「Cp社」という。）に対し、塩や■■■設備一式（■■■設備用の樹脂（■■■■）及び設備）を販売したが、販売当初から、日本海水が一定期間経過後にCp社から販売した物品を全て買い戻すことが予定されており、販売が行われた期の翌期にいずれも買戻しが行われていた。

本事案については、自主点検調査においては誤謬とされたものの、日本海水は売上達成のために当初より買戻しを予定して商品を販売したものであり、当委員会は意図的な不正があったものと認定する。

２ 経緯・原因

（１）取引の経緯及び内容

本継続調査で確認された証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 預かり売上の打診

日本海水においては、■■■■年初頭、当社に提出した売上予算について未達となる見込みが判明していた。

当時、日本海水においては、売上を増加するための方策として、得意先に対して商品を購入してもらうことを強く依頼することが頻繁に行われており、このような売上増加対策を「押込み（販売）」と表現していた。また、押込み販売への協力の依頼を受けた得意先の側に倉庫の余裕がなかった場合には、日本海水が預かったという形式にして日本海水から商品を出荷せず、日本海水の倉庫において商品を保管しておくことも提案しており、この手法は「預かり在庫」や「預かり売上」（以下「**預かり売上**」という。）等と表現されていた。

このような状況下で、日本海水の常務取締役であったMg氏（以下「Mg氏」という。）及び専務取締役であったNf氏（2019年4月1日に代表取締役社長就任）、当時常務執行役員経営管理部長であったLz氏及び経営企画グループ長であったMk氏は、取引先であったCp社に対して、売上増加のために預かり売上に協力してもらえないか検討を求めた。

これを受けて、Cp 社は、Lz 氏及び Mk 氏に対して、Cp 社では、預かり売上と構造が似た取引として、配置販売（事業者が将来使用する予定の原材料等を、Cp 社が事業者の仕入先から一括購入し、指定場所で保管した上で、当該事業者が必要数量に応じて Cp 社から都度購入する取引）を行うことがあるため、この形であれば協力は可能であるが、日本海水で売上を計上できるものなのかは会計士に確認してほしいと回答した。

イ 買戻し前提の預かり売上スキームの実行（塩）

Mk 氏は、前記の Cp 社からの回答を受けて、販売先未定の形で配置販売を行うことはできないか Cp 社に打診したが、Cp 社からは、Cp 社において販売先を探索することはできないため販売先未定では実施できない旨告げられた。これを受け、日本海水で、再度検討を行うこととなった。

日本海水の営業部門としては、押込み販売や預かり在庫の手法で売上を増加させると、翌期に販売できるものを先取りすることになったり、通常より不利な条件で販売することになったりするため、積極的には実施したくない手法ではあった。

そこで、■■■■年■月■日、Mk 氏は、日本海水の顧問税理士であり、公認会計士の Mm 氏（以下「Mm 氏」という。）に対し、Cp 社から提案された配置販売の手法であれば問題はないと考えられるが、配置販売ではなく翌期に買戻す前提の預かり売上という手法を行うことはできないかを相談するとともに、Cp 社との打ち合わせに同席するように依頼した。Mm 氏は、相談に先立ち、翌期に買戻す前提の預かり売上の手法は「アウトでしようね」という評価を伝えていた。

しかし、Mk 氏と Mm 氏の相談及び Mk 氏、Cp 社、Mm 氏の打ち合わせを経て、結局のところ、日本海水は、翌期に買戻す前提の預かり売上というスキームを実行することとなった。

日本海水では、Mg 氏及び Nf 氏が Cp 社との買戻し前提の取引を実行することを決定し、Lz 氏が会計的な承認を、Mk 氏が Cp 社との実務的なやり取りを行った。Nf 氏、Lz 氏及び Mk 氏は、販売先の探索を行い、Cy 社（以下「Cy 社」という。）を販売先とすることを決めた上で、Cp 社に連携した。そして、日本海水は、翌期に買戻すことを前提とした上で、Cp 社との間で、塩■■■■■トンを■■■■■■円で売却する売買契約を締結するとともに、Cp 社及び Cy 社の間で塩の預託品売買予約契約が締結された。

その後、翌期において日本海水・Cp 社・Cy 社は、預託品売買予約契約を中途解約し、日本海水は、Cp 社から塩■■■■■トンを 2 回に分けて総額■■■■■■円で買戻した。

ウ 買戻し前提の預かり売上スキームの実行（■■■設備一式）

日本海水は、前記の塩の取引と同時に、アクアインテックを販売先とした■■■設備一式（■■■設備用の樹脂及び設備）の取引も同様に買戻し前提の預かり売上のスキームを行うこととした。Nf 氏、Lz 氏及び Mk 氏は、Cp 社に対して前記の塩と同様の取引を行いたい

(3) Nf 氏の認識

ア 結論

Nf 氏は、Cp 社との取引について、買戻しを前提とした取引が行われていたことについては認識がなかった旨を述べている。しかし、当委員会としては、Nf 氏の供述は信用できないものと判断し、Nf 氏は Cp 社に対する塩及び■■■設備一式の販売取引は、翌期に買い戻すことが前提となっていたことを認識していたものと認定する。

イ 認定理由

Mk 氏は、■■■■年■月期に Cp 社との間で行われた取引について、買戻し前提の預かり売上であったことを述べつつ、Mg 氏及び Nf 氏が取引スキームの実行を決めており、Nf 氏もスキームは認識していた旨述べ、また Nf 氏らが Cp 社への協力を依頼して始まった事案であるため、Nf 氏に対して取引の経緯や顛末は報告していた旨述べている。

Mk 氏は、自主点検調査においてこのような事実は供述せず、当委員会からのヒアリングに対しても、当初は Cp 社に対する取引一切について記憶がない旨の回答をしていた。しかし、日本海水において社内リニエンシー制度が導入された後に実施された当委員会によるヒアリングにおいて、Mk 氏は正直に事実を伝えると述べ、Cp 社との取引に関する詳細な供述をするに至った。Mk 氏は、供述を変遷させた理由として、これまでは会社や上司を守る必要があると考えていたが、真実を話さないという方針は会社を守ることにはならないし部下にも迷惑がかかると思い至った旨述べた。また、Cp 社との取引が買戻し前提の預かり売上であったことを強く推認させる客観的証拠がデジタル・フォレンジックによって検出されており、Mk 氏の供述内容は客観的な証拠にも合致する。

このような、Mk 氏の変遷後の供述内容及び変遷理由から、当委員会は、Mk 氏の Cp 社との取引に関する供述は信用性が認められると判断した。

以上のとおり、当委員会は、Mk 氏の供述及び Cp 社による説明は信用できるものと判断し、Nf 氏も買戻しを前提とした取引であったことを認識していたと認定し、かかる事実に対する Nf 氏の供述は信用できないものと判断した。

3 会計上の問題・影響額

前記 2・(1)・イ、ウ及びエのとおり、日本海水は、■■■■年■月期から■■■■年■月期にかけて、Cp 社に対して買戻し前提の預かり売上による売上の先行計上を行っている。前記 2・(1)・イ及びエについては、協力会社への転売が完了した時点で、日本海水は当該預かり売上に対応する売上高及び売上原価の取消しを行っているため、売上収益及び売上総利益の期間帰属が歪められるという問題が生じていた。また、前記 2・(1)・ウについては、■■■■年■月期においても買い戻した■■■設備一式の売却が実行されていないため、売上収益及び売上総利益の過大計上という問題が生じていた。

項目が取り扱われていた。

また、前記(1)・イのとおり、電力事業部長である Mo 氏は、De 社担当者に対し、単価上乘せによる具体的な返済時期及び割合を示すメールを送信している。

さらに、前記(1)・ウのとおり、同じく元電力事業部長である Me 氏も、Cz 社からの補償金について、直接送金ではなく、■■■取引における将来の単価調整によって日本海水への利益還元を受ける仕組みを前提に協議・実行していた。

以上を踏まえると、電力事業部は、経営企画部からの指示を受動的に処理していたにとどまらず、事業部長らが、De 社との単価交渉や返済時期の調整を担い、部内の予算資料にも貸し借りの数値を組み込んで管理していたものといえる。したがって、電力事業部においても、単価操作による利益調整のスキームを認識し、関与していたものと認められる。

なお、Me 氏は、単価操作を利用した利益の貸し借りについて「分からない」、「記憶がない」等と述べているものの、Cz 社からの補償金に関する精算に主として関与していたことに加え、Mk 氏に対し、「**De 社様との収益対策について、こちらのアイデアをご連絡します。**」として、「■■■■■■■■■■調整金 ■■-■■■ ¥」、「■月清算■■■■■ ¥ (極力■月で払い出すとして、■■■■■tx■■ \$/tx■■■ 円/\$を想定)」、「**De 社様国内調整金 ■■■■ ¥**」等、De 社との単価調整を通じた利益調整を窺わせるメールを送信している。これらの事情からすると、Me 氏もまた、単価操作を利用した利益の貸し借りの存在を認識していたものと認められる。

ウ Nf 氏の認識

Nf 氏は、内部資料等に記載されている De 社からの「借入」という表現について、金銭の貸し借りという意味ではなく、日本海水の業績が思わしくない場合に、De 社との■■■取引の仕入単価を引き下げてもらうことで利益を調整して予算数値に近づけ、その後、翌期以降に単価を戻す形で調整を行うことを意味すると供述している。また、De 社との具体的な取引内容等については、自身が把握又は指示したことはないとしているものの、取引が進む中で Mk 氏に対して「頼むわ」等と述べた可能性は認めている。他方で、このような単価操作を通じた利益調整が会計上許容されるものかについては判断できないとも供述している。

以上によれば、仮に Nf 氏において、かかる利益調整が会計上不適切であることの明確な認識がなかったとしても、同氏は、単価操作により利益を予算数値に近づけ、翌期以降に単価を戻す形で調整するとの利益調整の意図があったこと自体は認めているのであるから、同氏は、予算達成のために De 社との間で単価操作による利益の貸し借りが行われていた事実を認識し、これを容認していたものと認められる。

3 会計上の問題・影響額

(1) はじめに

日本海水と Dc 社との間においては、仕入取引を通じて購入単価を調整することにより、各事業年度の損益を操作・調整する運用が継続的に行われていたと認められる。しかしながら、そのうち会計上の影響額を具体的に把握することができたものは、後記(2)の事案に限られる。

なお、前記2・(1)・ウ記載の Cz 社の補償に関する精算については、Dc 社から日本海水に対する単価操作による利益調整の還元方法の一つとなっているが、日本海水による当時の会計処理が直ちに不適切であったとまでは評価できない。

(2) Dc 社との■■■水分調整清算金を利用した売上原価の過少計上

前記2・(1)・イのとおり、日本海水は Dc 社との■■■水分調整清算金を利用して一時的な費用の減額を行い、売上原価を過少に計上することにより、売上総利益を過大に計上していた。当該取引は Dc 社との仕入取引の中で行われたものであるが、書面による合意のない返済義務が存在しており、実態としては金融取引に類似する取引であったと考えられる。そのため、■■■水分調整清算金約■■■■円を■■■■年■月期に金融負債として計上し、Dc 社に対する返済が完了した■■■■年度第■四半期まで金融負債として表示することが妥当であった。しかしながら、日本海水は、本取引を売上原価の減額として処理している。よって、■■■■年■月期において、約■■■■円の売上原価が過少に計上されていたと認められる。また、■■■■年■月期から■■■■年度第■四半期にかけて、同額の金融負債が過少に計上されていたと認められる。

第3 その他の預かり在庫取引による売上計上と後日の買戻し

1 事案の概要

前記第1・1及び2のとおり、日本海水においては、各年度の予算達成のための売上増加対策の一環として、各事業部の営業担当者に対して、顧客への「押込み」販売を行うよう指示がなされていたが、「押込み」によって行われた取引（押込み販売）の中には、預かり売上が多く含まれていた。

さらに、「押込み」によって行われた取引の中には、売上を計上した年度の次の年度において買戻しを行うことが予定されたものもあった。

2 Cy 社を利用した買戻し取引

(1) 事案の概要

日本海水の塩・食品事業部第1営業部においては、■■■■年■月期から■■■■年■月期までの間、Cy 社との間の■■■塩販売取引につき、日本海水を商流に介在させ、■月時点で、日本海水が、Cy 社が紹介した Da 社（以下「Da 社」という。）に対して■■■塩を販売した後

月末日計上」、「買戻し」、「Da 社→貴社→Cy 社」等のメモが記載されている。これらの記載は、■■■■年■月においても、Cy 社、日本海水及び Da 社を関与者とし、買戻しを前提とする取引を行おうとしていたことを推認させるものである。

以上を踏まえれば、■■■■年及び■■■■年において、Ne 氏と Cy 社担当者との間でやり取りされた「■■■■■■」又は「■■■■■■」と題するメールについても、本件買戻し取引（Cy 社）に関するものであったとみるのが自然である。

したがって、Ne 氏は、■■■■年■月期及び■■■■年■月期においても、Cy 社担当者と協議のうえ、本件買戻し取引（Cy 社）を行っていたことが認められる。

（３）会計上の問題・影響額

収益認識の会計基準においては、企業が財又はサービスを顧客に提供した時に収益を認識することと定められている。しかし、本件買戻し取引（Cy 社）において、日本海水が顧客である Cy 社又は Da 社に対して財又はサービスを提供したことを示す客観的証拠は検出されなかった。したがって、■■■■年■月期から■■■■年■月期において、日本海水が本商流において認識した売上収益は収益認識要件を充足しておらず、売上収益を計上することは不適切な会計処理に該当すると考えられる。よって、■■■■年■月期において■■■■円、■■■■年■月期において■■■■円、■■■■年■月期において■■■■円の売上収益及び売上原価が過大に計上されていたことが認められる。

また、■■■■年■月期においても、■■■■年■月、■■■塩を販売する取引に関し、Da 社に対する売上収益が計上されている。■■■■年■月期において、当該 Da 社への販売取引と同量の買戻し取引は認められないものの、当該取引は商流としては■月取引と同様に、日本海水が Cy 社から購入した商品を Da 社に販売する取引であった。したがって、当該取引は、売上の嵩上げを目的として実施されたものであった可能性が相応に認められ、連結財務諸表に対する影響額を反映する。本継続調査において、当該取引について不適切に売上を過大計上する意図があったことを裏付ける客観的証拠は確認されていないため、当該取引は誤謬となると考えられるものの、■■■■年■月期において■■■円の売上収益及び売上原価が過大に計上されていたことが認められる。

３ ■■■に関する預かり売上

（１）事案の概要

日本海水は、■■■■年■月期末において、予算達成のため、日本海水の塩・食品事業部門を統括する Ms 氏の指示の下、営業担当者を通じて CI 社（以下「CI 社」という。）に対する■■■の押込み販売を行い、■■■■■■円の売上を計上しているところ、この内、■■■■■■円が預かり売上となっている。しかし、当該預かり売上は、日本海水が予算達成を目的として CI 社に対して依頼した取引であり、売上の先行計上であった。

(2) 経緯・原因

日本海水においては、決算期末が近づくと、Nf氏から予算達成について厳しい指示がなされ、より多くの売上を計上するよう強い働きかけがなされることがあった。■■■■年■月期末当時、日本海水の食品事業部門自体は売上目標を達成していたものの、■■工場のタービントラブルの影響等により他の事業部門が目標を達成できておらず、会社全体として目標を達成する必要があった。このような状況の下、Ms氏は、Nf氏からのプレッシャーを受け、営業担当者に対し、CI社に対する押し込み販売を行うよう指示した。

かかる押し込み販売の結果、■■■■年■月におけるCI社に対する■■■の取引金額は■■■■■■円に上り、同社との年間取引額に匹敵する規模となった。当該売上に係る■■■は日本海水又は委託先倉庫において保管され、このうち■■■■■■円が預かり売上とされた。他方、残りの■■■■■■円については、Cs社の委託先倉庫に保管され名義変更がなされている。

この点、日本海水は、自主点検調査においては、前記の預かり売上について、日本海水がCI社に■■■を納品できず迷惑を掛けたことがあったため、CI社（やCI社が■■■を納品する先の事業者）から、1年分の在庫を一括で確保しておきたいとの要請を受けたことから、■■■■年■月に1年分の売上を計上したものであり、また、CI社の倉庫の都合により日本海水倉庫での預かりを依頼されたものである旨説明していた。しかしながら、Ms氏は、その後の当委員会のヒアリングにおいて、実際には予算達成に向けたNf氏からのプレッシャーを受けて、預かり売上を行ったものである旨供述した。

Ms氏は、■■■■年■月のCI社に対する預かり売上について、Nf氏からの予算達成に係るプレッシャーを受け、自ら営業担当者に指示したものであることを認めている。また、Ms氏は、当該取引に関し、Nf氏は、CI社との間の取引について直接の関与はしていないものの、これを認識していたものと考えられる旨供述するとともに、Nf氏に対して翌年度に同様の取引を行うことは困難である旨を伝えた旨供述する。

この点、Nf氏は、日本海水が自主点検調査において行っていた虚偽の説明と同様に、■■■■年■月のCI社に対する売上について、具体的な指示はしていないが、預かり売上によるものであり、CI社が■■■を納入する取引先から在庫確保の要請を受けたことが理由であったと記憶している旨供述する。しかしながら、Nf氏の供述によれば、同人は日本海水において予算達成のために押し込み販売が行われていた事実を認識しており、Ms氏もこれを知っていたことからすれば、Ms氏がNf氏に対し、前記押し込み販売について、CI社の取引先との関係で在庫を確保する必要があるという虚偽の説明をあえて行っていたとは考え難い。また、前記押し込み販売においては、決算期末月である■■■■年■月に、単一の取引先であるCI社に対し、同店との年間取引額に匹敵する売上が一時に計上され、その相当部分が預かり売上であったことを踏まえると、予算達成を厳しく求めていたNf氏が、■■■■年■月のCI社との間の取引が預かり売上であることを認識していた可能性も否定できない。

(3) 会計上の問題・影響額

前記(2)のとおり、■■■■年■月における CI 社に対する売上■■■■■円の内、■■■■■円は日本海水で保管する預かり在庫となっている。一方、残りの■■■■■円については、Cs 社の委託先倉庫に保管され、■■■■年■月■日付けで名義変更出庫報告書が作成されており、名義変更手続が行われている。

この点、名義変更が完了した■■■■■円分については、■■■■年■月末において日本海水から CI 社に経済的支配が移転していると判断し、収益認識要件を満たすと判断する。しかしながら、■■■■年■月末において日本海水で保管する CI 社に対する■■■■■円分の預かり在庫は、名義変更が行われておらず、日本海水の倉庫内で保管されていることから、当該預かり在庫の経済的支配が CI 社に帰属するものとして明確に識別されているとは認めがたく、収益認識要件は充足されていないと判断する。

したがって、■■■■年■月期において、■■■■■円の売上収益及び■■■■■円の売上原価が過大に計上されていたと認められる。

4 Cx 社との買戻しを前提とした売上の架空計上

(1) 事案の概要

日本海水は、■■■■年■月期末において、予算達成のため、Cx 社(以下「Cx 社」という。)に対し、一定期間経過後に買戻すことを予定した上で、預かり在庫の形式で樹脂を販売し、■■■■円の売上を計上した。その後、翌年度に日本海水は、Cx 社に対して販売した樹脂の全量を■■■■円で買戻した。

本事案は自主点検調査において誤謬として整理されたものの、日本海水は当初より買戻しを予定していたものであり、買戻し後に他所に販売する具体的な見込みもなかったことから、当委員会は意図的に売上の架空計上を行ったものと認定する。

(2) 経緯・原因

ア Cx 社に対する買戻しを予定した預かり売上

日本海水の環境事業部では、■■■■年■月期末の売上目標を達成する必要がある状況であった。

このような状況の下、環境事業部担当の常務執行役員である Me 氏は、■■■■年■月期中に売上を計上するため、Cx 社に対し、翌年度に日本海水が買戻すことを前提として、樹脂を販売することとした。Me 氏自らが Cx 社との間で折衝し、当該スキームでの取引が実行されることになった。

日本海水は、■■■■年■月に Cx 社に対して樹脂を■■■■円で販売したが、当該樹脂は■■■■年■月末時点で日本海水から出荷されず、日本海水の倉庫にて保管されていた。日本海水では、かかる取引について■■■■年■月期において■■■■円の売上を計上した。その後、日本海水は、■■■■年■月に Cx 社から当該樹脂を■■■■円で全量を買戻した。

イ 自主点検調査における説明

日本海水は、自主点検調査においては、Cx社との当該樹脂販売取引について、概要、Cx社に対して樹脂を販売し、Cx社において樹脂の充填作業を実施した後の水処理設備をCx社から購入し、第三者に水処理設備を販売する予定だったが、当該第三者の事情が変わり、販売することができなくなったため、日本海水はCx社から樹脂を買い戻したと説明していた。

しかし、Me氏は、本継続調査において、当委員会に対して、かかる説明は自主点検調査への対応のためにMk氏にも相談のうえ事後的に考案したものであり、実態の経緯は前記アのとおりである旨述べるに至った。

(3) 会計上の問題・影響額

前記(2)・アのとおり、日本海水が■■■■年■月にCx社に対して計上した預かり売上■■■■円は、翌年度に日本海水が買い戻すことを前提とした販売取引であるため、■■■■年■月末において日本海水が当該預かり在庫に対する経済的支配を有していることは明確であり、預かり在庫の経済的支配がCx社に移転していたとはいえない。

したがって、■■■■年■月期において、■■■■円の売上収益及び■■■■円の売上原価が過大に計上されていたと認められる。

5 その他の不正が疑われる取引

前記取引のほか、2020年3月期から2026年3月期において、塩事業に関して預かり売上が計上されており、売上の嵩上げを目的として実施された可能性が相応に認められるため、連結財務諸表に対する影響額を反映する。しかしながら、本継続調査においては、これらの取引について不適切に売上が先行計上する意図があったことを裏付ける客観的証拠は確認されておらず、評価としては誤謬となると考えられる。

各会計期間における塩事業に関する預かり売上に係る売上収益及び売上総利益の影響額（+は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）は下表のとおりであった。

(単位：百万円)

決算年月	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
売上収益	22	24	△32	86	△29	△62	△9
売上総利益	2	2	△3	4	3	△9	△1

第4 スルー取引に係る売上計上及び代理人取引に係る総額での売上計上

1 事案の概要

日本海水は、Ct 社（以下「Ct 社」という。）から仕入れた■■■を De 社に販売する取引及び Cz 社から仕入れた電力を Cq 社に販売する取引において、売上及び仕入を計上していた。しかし、これらの取引について日本海水としては、付加価値の増加を伴わず帳簿上通過するだけの取引であり、売上及び仕入の計上を裏付ける取引の実態はなく、いわゆるスルー取引となっていた。

また、日本海水は環境事業の産廃の仲介取引等において売上及び仕入を総額で計上していた。しかし、かかる取引における日本海水の業務は実質的には仲介業務にとどまり、売上及び仕入については総額表示ではなく純額表示で計上する必要がある取引、いわゆる代理人取引であった。

2 De 社による■■■仕入販売取引への介在（スルー取引）

（1）経緯・原因

ア 売上目標達成に向けた取り組みに係る指示

日本海水では、電力事業における売上計上が固定的である等の理由から、売上拡大を図り利益を確保する周辺事業として■■■の仕入・転売取引を行っていた。しかし、当社からの業績プレッシャーを背景に、日本海水においては、Nf 氏から売上目標の必達を求められていた。そのような状況の下、予算統括の責任者である Mk 氏らが中心となり、不足する売上予算を達成するため、De 社との間で交渉を行い、後記イに詳述する売上を嵩上げするスキームを実行した。

イ De 社の既存商流への介在

（ア） 経済的実態のない商流への介在

日本海水は、■■■■年■月に De 社に対して、■■■の販売代金として、■■■■■■円の売上を計上している。当該取引は、得意先であった De 社が、Ct 社から■■■を購入する既存商流に日本海水が介在する形で実施されたものである。しかしながら、当該商流の目的物である商品は De 社と Ct 社との間で直接引き渡されており、日本海水は在庫を保有せず、物流の手配その他の商流上の実質的な機能も担っていなかった。

このように、日本海水は既存商流に実質的な機能を伴わずに介在していたにもかかわらず、販売代金の全額（総額）を売上として計上していた。

（イ） 関与者の認識

前記商流介在の実態について、当時経営企画部事業グループ長であった Mi 氏が Mk 氏らを Ce に入れて、当時常務執行役員経理管理部長であった Lz 氏宛てに送信したメールには、「売上対策で、De 社の商流に入れてもらう件です。Ct 社に、最短でいつ支払できるか、

明日相談させて下さい。」との記載がある。この記載内容に照らせば、当該商流介在が売上の嵩上げを目的として行われたものであったと認められる。

この点について、Mk氏は、De社にとって特段のメリットはなかったものの、日本海水の販売拡大に協力する趣旨であった旨供述している。また、当時電力事業部長であったMe氏も、当該取引が在庫リスクや物流を伴わず、「名前を入れているだけ」の取引であったことを認めている。その一方で、両名は、かかる商流介在は、販路拡大や相場観の習得、De社の販売先喪失時に備えた保険といった意義があった旨説明している。しかしながら、日本海水が、当該商流介在において、実際に在庫を保有した事実はなく、Ct社との価格交渉等を行った事実も認められない。これらの事情を踏まえると、Mk氏及びMe氏の説明は付随的なメリットや事後的な正当化を述べたものにとどまり、取引の主たる目的は、業績プレッシャーを背景とした売上予算の達成、すなわち売上の嵩上げにあったものと認められる。

ウ その他の不正が疑われる取引

前記取引のほか、■■■■年度以降、以下の取引についても、De社と第三者との間で行われた■■■の仕入販売取引に日本海水が介在し、日本海水において販売代金の全額（総額）が売上として計上されていたことが確認された。本継続調査においては、これらの取引について売上の嵩上げをする意図があったことを直接裏付ける客観的証拠は確認されなかったものの、Mk氏及びMe氏の供述内容を踏まえると、これらの取引についても、売上の嵩上げを目的として実施されたものであった可能性が相応に認められる。なお、日本海水が介在した商流には、De社が取引先に対して■■■を販売する商流と、De社が取引先から■■■を調達する商流が存在している。

(2) 会計上の問題・影響額

収益認識の会計基準においては、企業が財又はサービスを顧客に提供した時に収益を認識することと定められている。しかし、前記(1)・イのとおり、Ct社とDe社との商流介在において、日本海水が顧客であるDe社に対して財又はサービスを提供したことを示す客観的証拠は検出されなかった。したがって、■■■■年■月期から■■■■年■月期において、日本海水が本商流において認識した売上収益は収益認識要件を充足しておらず、売上収益を計上することは不適切な会計処理に該当すると考えられる。よって、■■■■年■月期は■■■■■■円、■■■■年■月期は■■円、■■■■年■月期は■■■■■■円の売上収益及び売上原価が過大に計上されていたことが認められる。

また、前記(1)・ウのとおり、De社が取引先に対して■■■を販売する商流（以下、商流①）及びDe社が取引先から■■■を調達する商流（以下、商流②）に日本海水が介在したことによる各会計期間における売上収益及び売上原価の過大計上による影響額はそれぞれ下表のとおりであった。

(単位：百万円)

会計期間	商流①	売上収益	売上原価
■■■■年■月期	Dj 社→Dc 社	■■■	■■■
■■■■年■月期	C 社→Dc 社	■■■	■■■
■■■■年■月期	Dk 社→Dc 社	■■■	■■■
■■■■年■月期	Dl 社→Dc 社	■■■	■■■

(単位：百万円)

会計期間	商流②	売上収益	売上原価
■■■■年■月期	Dc 社→Dk 社	■■■	■■■

3 Cq 社への電力のスルー取引

(1) 経緯・原因

ア 取引の経緯

日本海水は、■■■■年■月頃から、Cz 社より■■■■■■■■電力（■■■■電力）を仕入れ、Cq 社（以下「Cq 社」という。）に販売する取引を開始した。当初、日本海水は■■■■電力への需要拡大を見込み、付加価値を付して高値で販売できると判断して仕入を行ったが、実際には想定した価格で販売することはできなかった。そのような状況の下、電力は在庫として保有することができないため、日本海水は Cz 社から仕入れた■■■■電力を Cq 社に販売することとなった。日本海水は Cq 社との間で利益を上乗せするべく価格交渉を試みたが、Cq 社が Cu 社価格での購入を強く求めたため、やむなく同価格で販売することとなった。その結果、かかる取引は日本海水に実質的な利益が全く出ないスルー取引（仲介取引）となっていた。

かかる取引は、日本海水に利益の出ない実体の伴わない取引であったことから、自主点検調査を契機として、日本海水は■■■■年■月をもって取引を終了することとした。

イ 監査法人からの指摘

日本海水は、■■■■年■月頃、監査法人から、当該取引は代理人取引に該当し、取引総額ではなく付加価値部分のみを純額計上すべきではないかとの指摘を受け、総額表示を採用している根拠資料を提出するよう求められた。

ウ 公認会計士の見解書の取得

監査法人からの指摘を受けた Mk 氏や Lz 氏らは、純額計上に修正した場合に、当社へ報告している売上が約■■円減少してしまうことを懸念した。そして、この売上減少を回避し、総額表示を維持することが適切であるか否かの検討を行った。具体的には、Mk 氏は

■■■■年■月頃、Mm 氏に対し、売上総額の計上が適正であることを説明するための見解書の作成を依頼した。

Mm 氏が作成した見解書では、①Cz 社からの供給が止まった場合でも、日本海水には自社の発電設備があるため、顧客に対する供給責任を果たすことが可能であること、②Cz 社から仕入れた電力を Cq 社以外に販売することも可能であること、③現在の販売価格は Cq 社との交渉の結果に過ぎず、他社へ販売する場合には当然に日本海水が価格を決定できるため、裁量権がないわけではないことが理由として挙げられた。これらをもって、将来的に転売益が生じる可能性があり、日本海水は代理人ではなく「本人」としての取引に該当すると主張する内容となっていた。

日本海水が、監査法人に対し、Mm 氏が作成した見解書を送付したところ、監査法人はメールにより追加の質問及び資料提出の依頼を行った。これに対する最終的な回答内容までは確認できていないものの、日本海水が当該見解書を送付し、前記内容について監査法人に対して説明を行った事実が認められる。

エ 評価

後記（２）のとおり、日本海水による Cq 社への電力販売取引は、実質的には仲介を行うのみであり、結果として、本来は総額表示すべきではない取引実態であったと考えられる。この点、当時監査法人より代理人取引に該当する可能性が指摘されていたことに加え、当社への売上報告額を維持したいという動機が認められること、さらに、このような動機に基づき、Mm 氏に対して、監査法人への説明のための見解書の作成を依頼していたこと等からすると、当時の担当者らにおいて、かかる会計処理が不適切と評価される可能性を認識し得たものと考えられる。しかし、本継続調査において、当時の担当者らが意図的に不適切な会計処理を行ったと認めるに足りる証拠は検出されなかった。したがって、本件については会計処理上の誤り又は判断の誤りと評価することはできるものの、意図的な不正があったとまで認定することは困難である。

（２）会計上の問題・影響額

前記（１）・アのとおり、日本海水は■■■■年■月期から■■■■年■月期において、Cz 社の■■■■電力を仕入れ Cq 社に提供している。しかし、本商流における日本海水の履行義務は、Cz 社が Cq 社に対して■■■■電力を提供するための手配にとどまり、■■■■電力の提供に関する主たる責任及び在庫リスクを負担していた事実は認められない。加えて、本商流において日本海水が Cq 社から得る販売対価と、日本海水が Cz 社に支払う仕入対価は同額であり、価格決定権を有していたとは認められない。したがって、本商流において■■■■電力が Cq 社に移転する前に日本海水が■■■■電力を支配していた事実は認められず、本人取引として売上収益を総額表示すべきではないと考える。よって、■■■■年■月期から■■■■年■月期までの期間において、累計約 20 億 56 百万円の売上及び同額の売上原価が過大に計上さ

れていたと認められる。

4 環境事業の産業廃棄物に関する仲介取引

(1) 経緯・原因

ア 本件仲介取引の内容

日本海水は、■■■■年■月から、Df社（以下「Df社」という。）及びCv社（以下「Cv社」という。）を排出業者とし、■■■■年■月からは、Dh社（以下「Dh社」という。）を排出業者として加え、いずれもDe社を処分業者とする産業廃棄物に関する仲介取引を開始し、さらに■■■■年■月からはDi社（以下「Di社」という。）を排出業者とし、Dd社を処分業者とする仲介取引を開始した（以下、これらの取引をまとめて「本件仲介取引」という。）。

本件仲介取引の商流は、①Df社、Cv社及びDh社を排出業者とする取引については、処分業者・日本海水・Cr社（以下「Cr社」という。）・排出業者の4者間で覚書を締結し処分費用がCr社を経由して決済される形態が採られていた。他方、②Di社を排出業者とする取引については、排出業者・日本海水・処分業者の3者間で覚書を締結し、日本海水が処分費用を一括請求する形態をとるものであった。この点、いずれの取引においても、日本海水の収益は、排出業者から收受する処分費用から日本海水が処分業者ないしCr社に対し支払う処理費用を控除した差額により構成されていた。また、日本海水が本件仲介取引において行う業務は、排出量の確認等の事務作業及び排出業者と処分業者との間の仲介業務にとどまるものであった。

しかしながら、日本海水は、排出業者から收受する処分費用の全額を売上として計上する総額表示による会計処理を行っていた。

イ 日本海水内における再検討

日本海水では、経営企画部が本件仲介取引に係る商流の適否について疑義を呈したことを契機として、社内で本件仲介取引に係る会計上の適切性について再検証を行うとともに、法的観点での適切性を確認するため、■■■■年■月頃に顧問弁護士への照会も実施した。その結果、日本海水は、■■■■年■月以降の会計処理において、本件仲介取引について、総額表示による処理から純額表示による処理へと変更する方針を決定した。

ウ 評価

後記（2）のとおり、本件仲介取引は、日本海水の業務が排出量の確認業務を含むものの実質的には仲介業務にとどまるものであることから、純額表示すべき取引実態であった。本件における日本海水の収益構造は、排出業者から收受する処分費用から処分業者に支払う処理費用を控除した差額が利益となるものであるから、当時の担当者において、総額表示が取引の実態と整合していると認識することが不可能であったとはいえない。もっとも、本継続調査において、当時の担当者が意図的に不適切な会計処理を行ったと認めるに足り

る証拠は検出されなかった。したがって、本件については会計処理上の誤り又は判断の誤りと評価することはできるものの、意図的な不正であったとまで認定することは困難である。

(2) 会計上の問題・影響額

本件仲介取引は、日本海水の業務が排出量の確認業務を含むものの実質的には仲介にとどまるものであることから、本来であれば代理人取引として、収益認識上は総額表示ではなく、手数料相当額のみを売上とする純額表示が妥当であった。しかしながら、日本海水は、取引開始以後、処分業者ないし Cr 社に対して支払う処理費用に、約■%の手数料を上乗せして排出業者へ処分費用を請求し、排出業者から収受した処分費用の総額を売上として計上していた。その結果、■■■■年■月期から■■■■年■月期までの期間において、累計約1億12百万円の売上及び同額の売上原価が過大に計上されていたと認められる。

第5 工場設備の定期修繕費及び労務費の固定資産計上

1 事案の概要

日本海水の■■、■■、■■■、■■の各工場のうち、主に塩事業を行う■■工場及び■■工場では、毎年一定期間、機械装置の稼働を止めて修繕を行う、いわゆる休転（休止運転）²期間中の定期修繕³が行われていた。その際、定期修繕に係る支出を資本的支出として資産計上するか、当該年度の費用として処理するかについて会計基準に則した統一的なルールが存在しなかったところ、各年度の予算達成のための損益改善を目的として、資本的支出として固定資産に計上する金額や割合が恣意的に調整されていた。

また、各工場の設備・安全グループの人員の労務費について、当該人員が実際に設備の点検・修繕や交換部品等の取り付け等の直接関連する作業を実施した等の実態がほとんど認められないにもかかわらず、客観的合理性のない特定の計算式により算出される比率に基づき、労務費の一部を固定資産に振替計上する処理が行われていた。

2 修繕費の固定資産計上

(1) 経緯・原因

ア 修繕費の振替を行う運用の開始

日本海水の■■、■■、■■■、■■の各工場において、修繕費（製造原価）の内容を個別に判定して、資本的支出と認められるものについて建設仮勘定への振替を通じて固定資産に計

² 点検、整備、修理、更新、メンテナンス、オーバーホール等のために工場の稼働を一時的に止めることを指し、主に塩事業の■■工場、■■工場の定期修繕において使われる用語である。

³ 一定期間（例 1年に1回、1か月間等）工場設備を停止、大規模な点検、修理、部品交換等を行うことで、経年劣化による故障や事故を未然に防止し、工場設備を安全に稼働させることが目的となる。塩事業の■■工場、■■工場では、それぞれ年1回、約1か月間の休転期間に実施される。「定修」と省略される場合もある。

上するという処理自体は、2017年3月期以前から行われていた。その後、2018年1月の税務調査⁴の際に「修繕費が多いのではないか」という指摘を受けたことを契機として、2018年3月期より個別判定により修繕費の一部を資本的支出（振替率100%）として固定資産に計上する処理に加え、修繕費の残額全体（明らかな期間費用を含む。）に対しても、一定比率（67%、80%、90%等）を乗じて一律に建設仮勘定へ振り替えるという運用が開始された。

この点、2020年3月以降における、各年度の振替率及び振替額は以下のとおりである。

【修繕費から建設仮勘定への振替総額（個別判定による当初からの振替率100%を含む。）】

（単位：百万円）

決算期		■	■	■	■■■	合計
2020年3月期	年度計	254	33	-	16	305
2021年3月期	年度計	304	94	-	5	404
2022年3月期	年度計	373	114	-	17	505
2023年3月期	年度計	559	102	-	10	671
2024年3月期	年度計	404	92	-	14	511
2025年3月期	年度計	565	155	3	25	750
2026年3月期	年度計	325	83	-	13	422
合計		2,787	677	3	103	3,571

（作成 特別調査委員会、各年度の仕訳日記帳より修繕費から建設仮勘定への振替仕訳を集計）

【修繕費から建設仮勘定への振替額（個別判定による当初からの振替率100%を除く）】

（単位：百万円）

決算期		年度別 振替率 ⁵	■・■		■	■■■	合計
			塩事業	電力事業			
2020年3月期	年度計	67% ⁶	9	2	-	-	12
2021年3月期	年度計	67%	10	85	-	-	95
2022年3月期	年度計	80% ⁷	119	274	-	-	393
2023年3月期	年度計	90% ⁸	117	461	-	-	578

⁴ 2018年1月の税務調査では、税務否認は受けなかった。また、その後、現在まで新たな税務調査は実施されていない。

⁵ Lz氏が決定。

⁶ 2/3 → 66.7% → 67%

⁷ (Lz氏の説明) 修繕工事に■■■■を多く使用するため、耐用年数を伸ばす効果があり、それに加えて工事に付随する工数（労務費等）が増加するため振替割合を80%とした。

⁸ (Lz氏の説明) ボイラーとタービンの法定点検（2022年度の次は2026年度）を同時に行う年になっているため、通常の年度より検査項目が必然的に多くなる。検査項目が多くなることにより法定点検を受ける前までに設備を点検する必要があり、検査を受ける前までに設備不具合個所の発見が多くなる。そのため、検査対応のための資産性（性能アップ、設備延命等）のある工事が増えることにより、

決算期		年度別 振替率 ⁵	■■・■■		■■	■■■	合計
			塩事業	電力事業			
2024年3月期	年度計	80%	92	326	-	-	419
2025年3月期	年度計	80%	132	336	-	-	469
2026年3月期	半期計	70% ⁹	-	-	-	-	-
合計			482	1,486	-	-	1,968

イ 修繕費支出に係る業務フロー及び振替率の根拠

日本海水の「経理規程」（2024年7月1日最終改訂）には、以下の記載がある。

第66条（修理、改良）

固定資産を修理、改良した場合に、その使用可能期間を延長し、または価値を増加する支出は、当該固定資産の取得原価に算入する。

2. 固定資産の原状を維持し、原能力を回復するために要した支出は、修繕費として処理する。少額の改造費用も同様とする。

3. 前2項の適用にあたっては、法人税法の定めに準拠する。

また、一般的に公正妥当と認められる会計処理、実務慣行においても、修繕費は、有形固定資産の通常の維持管理又は原状回復のための支出をいい、通常は発生時に期間費用として処理されるべきものである。ただし、設備（機械装置等）の使用可能期間を明らかに延長する、あるいは、その価値、機能を明らかに増加すると認められる場合に、資本的支出として固定資産への振替計上が認められるものと考えられる。しかしながら、日本海水において、各年度に適用された振替率が増減（67%→80%→90%→80%→70%）する理由について、根拠となる客観的データ等の収集・整理は実施されておらず、根拠資料の存在は認められなかった。

そのため、適用された振替率は、修繕の実態を反映した客観的な根拠を欠いた状態で算定及び変更された数値であったものと認められる。

このような客観的な根拠がない状態で算定が行われた背景には、日本海水において、修繕費の振替に関する適切な業務フローが機能していなかったことが挙げられる。日本海水では、修繕費の振替に係る取締役会への報告や予算実績の比較分析、事前の稟議承認といった実務運用は実施されていなかった。現場である各工場は予算枠内での支出実績を管理するにとどまっており、振替処理自体には直接関与していなかった。

このように資本的支出を判定するための会社独自の明確なルールが存在しない中で、日本海水における実態として、本社経営管理部が主導し、支出済の修繕費に対して事後的に一律の振替率を用いて固定資産へ振替処理することを決定したうえで、工場側には結果の

税務上、損金算入が認められない工事（資本的支出）を損金に計上したままで処理するおそれがあるため、通常年度より修繕費を資本的支出への振替割合を増やした。

⁹ 監査法人の指摘により70%を超える振替率は不可とのことにより振替率を70%まで下げた。

みを一方的に通達していた。すなわち、本件の振替処理は、適正な業務フローに則った事前の協議や検証を経ることなく、客観的な根拠を欠いたまま一方的に算定・適用されていたものである。

ウ 振替処理の起票・承認プロセス

各工場で費用計上された修繕費を建設仮勘定や固定資産へ振り替える際の、会計伝票の起票、チェック、承認フロー¹⁰は、以下のとおりであった。

- ①工場駐在の経営管理部職員、担当課長による起票
- ②工場駐在の経営管理部担当課長によるチェック
- ③本社経営管理部担当グループ長（担当部長）による承認

前記承認フローの運用上の問題点は、以下のとおりである。

まず、①の起票について、起票者（一般職員又は担当課長）は、工場側が作成した根拠資料や証憑に基づいて会計伝票を起票しておらず、実際には、本社経営管理部の Lz 氏が作成した「建仮振替リスト」と同氏の指示に基づいて伝票を起票していた。また、③の承認についても、本社経営管理部担当部長の Mr 氏（以下「Mr 氏」という。）は、Lz 氏の指示に疑問を抱かず、内容の妥当性や根拠について確認しないまま機械的に承認していた。

例【建仮振替リスト】(抜粋)

(単位：円)

2024/10/31 Lz					
2024年10月会計処理分 (■■)					
修繕費から建仮へ振替					
費目	部門	内容	金額	設備分	建仮振替分
修繕費	蒸気	灰処理・運炭関係定期修理（設備分）	4,300,000	80%	3,440,000
修繕費	蒸気	EP 関係定期修理（設備分）	4,400,000	80%	3,520,000
修繕費	蒸気	微粉炭関係定期修理（設備分）	4,300,000	80%	3,440,000
修繕費	蒸気	ボイラー関係定期修理（設備分）	4,800,000	80%	3,840,000
修繕費	蒸気	動力関係定修追加修理（設備分）	4,700,000	80%	3,760,000
修繕費	電力	タービン開放点検修理（設備分）	3,000,000	80%	2,400,000
修繕費	電力	タービン関係定期修理（設備分）	4,900,000	80%	3,920,000
修繕費	せんごう	2号かん水高速精密ろ過機整備工事	4,730,000	100%	4,730,000

¹⁰ 最近において■■■工場では工場駐在の経営管理部所属の職員が不在であった。そのため、①②本社経営管理部職員による起票及びチェック、③本社管理部担当グループ長（担当部長）による承認、というフローであった。

合 計	35,130,000	29,050,000
-----	------------	------------

このように、Lz 氏主導による不適切な振替処理は、チェックがなされていないか、ほとんどなされていない状況で承認処理がなされる状態が長期間放置されていた。

さらに、Lz 氏は、本来相互に牽制し合うべき予算管理部門と経理部門の責任者を兼務しており、予算達成へのプレッシャーから、決算数値に影響を及ぼし得る数値の調整を行いやすい環境にあった。しかしながら、Lz 氏への権限集中に対する経営陣によるモニタリングや内部統制上の補完措置は十分に機能しておらず、連結管理室や顧問税理士といった専門家への相談も行われないうまま、本振替処理が実行されていた。

エ 全額固定資産計上されたものに関する件名操作

また、個別判定により振替率 100%（全額固定資産計上）とした事案においても、日本海 Water 本社が主導し、客観的な根拠なく不適切な操作が実施されていた可能性が否定できない。

例えば、Lz 氏から■■■工場の設備・安全グループ長である Mf 氏（以下「Mf 氏」という。）に宛てた 2025 年 6 月 4 日付のメール¹¹では、以下のとおり、Lz 氏から Mf 氏に対し、本来修繕費である「オーバーホール」を建設仮勘定に振り替えるよう指示した上、資本的支出を装うため社内申請件名を「更新工事」等へ書き換えるよう明示的な要求がなされていたことが認められる。

<p>【2025 年 6 月 4 日 Lz 氏→Mf 氏】（抜粋）</p> <p>Mc さん、Mf さん</p> <p>連絡が遅くなりましたが、下記 2 件と先に頂いていた■■■■■■ホーバーホール 1,600 千円を建仮に振替えます。</p> <p>今後このような修繕費は、オーバーホールとか整備とかは記載せず、更新工事とか整備後の取替更新工事のような記載にしてください。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>Lz</p>
<p>【2025 年 6 月 4 日 Mf 氏→Lz 氏】（抜粋）</p> <p>Lz 様</p> <p>件名につきましては、依頼と違う名称ではわからなくなるかという懸念から、そのままの件名とさせていただきます。</p> <p>Mf</p>

Mf 氏は、前記メールでは、修繕費の内容の書き換えに懸念を示しているが、その後のメール及び同氏の供述によると、最終的に Lz 氏の指示に従い、社内申請件名を書き換えたことが認められる。

¹¹ “cc”には■■■工場の工場長である Mc 氏も含まれている。

オ 小括

以上のとおり、修繕費に一定の振替率を乗じて建設仮勘定へ振り替え、又は固定資産に計上する処理は、個々の支出内容や現場の実態を反映したものではなく、意図的に費用の計上を先送りし、利益調整を図る目的で利用されていたものと評価せざるを得ない。また、資本的支出に見せかけることを目的とした工事件名の操作が行われていたことを踏まえれば、個別判定により最初から振替率 100%（全額固定資産計上）として処理された案件についても、その一部については客観的な根拠なく固定資産計上がなされ、利益調整の目的で利用された可能性が否定できない。

（２）会計上の問題・影響額

前記（１）のとおり、日本海水において行われていた、修繕費に一定の振替率を乗じて建設仮勘定への振り替え、又は固定資産に計上する処理は、個々の支出内容や現場の実態を反映したものではなく、意図的に費用の計上を先送りし、利益調整を図る目的で利用されていたものと認められる。

前記（１）・アの【修繕費から建設仮勘定への振替額（個別判定による当初からの振替率 100%を除く）】に記載された合計金額 1,968 百万円については、合理性のない振替率（67%、80%、90%等）が適用されているため、固定資産として計上するのではなく、全額について修繕費（製造原価）へ修正処理を行う必要がある。一方、固定資産（機械装置等）に計上されていた期間については、減価償却費が過大に計上されていたことになるため、各年度の減価償却費（製造原価）計上額の減額修正を行う必要がある。

さらに、前記（１）・アの【修繕費から建設仮勘定への振替総額（個別判定による当初からの振替率 100%を含む。）】に記載の合計金額 3,571 百万円と前記「修繕費から建設仮勘定への振替額（個別判定による当初からの振替率 100%を除く。）」に記載の合計金額 1,968 百万円との差額約 1,603 百万円の中にも、当初の個別判定として建設仮勘定への振替率 100%適用が適切であったかどうか疑わしいものが含まれている可能性がある。そのため、建設仮勘定への振替率 100%適用が合理的な根拠資料により裏付けられ、資本的支出の判断が妥当であったと判定できないものについては、修繕費（製造原価）へ修正処理を行う必要があると考えられる。その場合、修正処理の対象となる部分については、固定資産（機械装置等）に計上されていた期間について、各年度の減価償却費（製造原価）計上額の減額修正を行う必要があると考えられる。

３ 労務費の固定資産計上

（１）経緯・原因

ア 労務費の振替を行う運用の開始

日本海水においては、各工場の設備・安全グループの人員の労務費について、前記２の

修繕費の固定資産への振替処理が開始される 1 年前の 2017 年 3 月期より、一定割合を固定資産に振り替える処理が開始された。

当該振替処理に係る振替率の算定は、 $\left[\frac{\text{設備投資額}}{\text{設備投資額} + \text{修繕費}} \right]$ という計算式で機械的に算定されていた。

2017 年 3 月期以降における振替率及び振替額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

		振替率	振替額
2017 年 3 月期	年度計	59.6%	58
2018 年 3 月期	年度計	74.0%	63
2019 年 3 月期	年度計	81.0%	66
2020 年 3 月期	年度計	91.2%	95
2021 年 3 月期	年度計	86.3%	97
2022 年 3 月期	年度計	79.0%	97
2023 年 3 月期	年度計	80.0%	109
2024 年 3 月期	年度計	84.6%	111
2025 年 3 月期	年度計	85.4%	123
合 計			819

イ 振替処理の起票・承認プロセス等

経営管理部では、最初に労務費の振替処理が実施された 2017 年 3 月期以降、Lz 氏作成の「年間 設備・安全グループ 労務費→建設仮勘定への振替」という資料に基づき、四半期単位で会計伝票の起票、チェック、承認が実施されていた。

しかし、その運用実態は、前記 2・(1)・ウの修繕費の建設仮勘定への振替処理と同様に、Lz 氏が経営管理部の一般職員、担当課長に起票を指示すれば、誰からも指摘、質問等を受けることもなく、その内容について十分な確認や検証が行われないまま、承認まで会計処理が進んでしまう、という状況が長期間放置されていた。

各工場の工場長、設備・安全グループの責任者においても、設備・安全グループの労務費の大部分が、本社経営管理部の判断で固定資産に振替計上され、耐用年数に応じて減価償却費が計上されていることを知らなかった、あるいは、本調査を通じて初めて知ったという状況である。労務費の振替に係る会計処理についても、決算対策の一部として四半期、年間の利益調整の手段として使われていたが、社長であった Nf 氏、取締役会、監査役会が

らのモニタリングや内部統制上の補完措置は効いていなかった。また、一連の会計処理は、事前に当社連結管理室や顧問税理士に相談のうえ、実行されたものではなかった。

ウ 設備・安全グループの業務内容

日本海水「職務分掌規程」及び「職務分掌明細」（いずれも 2025 年 7 月 1 日最終改訂）によると、設備・安全グループの業務内容として、「2. 設備および保全工事の実施に関する事項」、「3. 設備・保全に関する外部委託作業の管理に関する事項」等が規定されている。しかしながら、各工場の設備・安全グループ責任者へのヒアリングによると、同グループの主務は、予算の策定、防災及び安全管理等であり、専門的な点検、整備、修繕業務、配管及び部品交換等は、外部の専門業者へ委託していたことが認められた。また、同グループとして、機械設備の耐用年数延長や価値向上に寄与し、取得価額に直接算入すべき人件費が発生するような直接的な業務は実施しておらず、作業日報等による直接作業時間の区分・集計も実施されていなかった。さらに、工場長らも、労務費の一定割合（大部分）が、建設仮勘定に振り替えられ、最終的に固定資産に計上されていることを認識しておらず、かかる振替計上は、現場の実態を反映せずに、本社経営管理部が主導して実施していたことが認められる。

エ 小括

日本海水「経理規程」（2024 年 7 月 1 日最終改訂）上、適切な原価計算に基づき労務費を固定資産へ計上する余地はあるものの、同グループの業務内容及び客観的な疎明資料が存在しない実態を踏まえれば、前記アの計算式は合理性を欠き、これに基づいて算定された高い振替率（85.4%、84.6%等）を用いた固定資産への振替計上は、適切な会計処理とは認められない。

結論として、本来単年度の費用として処理すべき労務費を固定資産に振り替えて、固定資産に計上する処理は、意図的に費用計上を先送りし、利益調整を図る目的で利用されていたものと評価せざるを得ない。

（2）会計上の問題・影響額

前記（1）経緯・原因 ア 労務費の振替を行う運用の開始 に記載された「工場の設備・安全グループ労務費から固定資産への振替率及び振替額」の合計金額 819 百万円について合理的な根拠に基づかない労務費（製造原価）の固定資産への計上であったと考えられるため、全額について労務費（製造原価）へ修正処理を行う必要があると考えられる。一方、固定資産（機械装置等）に計上されていた期間については、減価償却費が過大に計上されていたことになるので、各年度の減価償却費（製造原価）計上額の減額修正を行う必要があると考えられる。

4 固定資産の除却処理漏れ、減価償却累計額及び取得原価の過大計上

意図的な会計不正とまではいえないものの、本継続調査の中で資料閲覧、関係者への質問等を実施する中で、以下の事実が明らかとなった。

① 固定資産の現物検査は定期的（年1回）実施されているが、全ての固定資産が対象ではなく、個別の簿価10万円以上の固定資産が対象である。

② 固定資産の現物検査の結果、所在不明な固定資産が認識された場合でも、■■工場及び■■■工場においては、工場の開設以来、一度も所在不明の固定資産の除却処理を実施したことがない。

③ 除却処理が実施されない結果、所在不明の固定資産の減価償却費が計上され続け、減価償却費の過大計上となっていることが想定される。

修繕費、労務費から建設仮勘定への振替、又は固定資産への計上が実施されている場合、実態のないものが、実態のない名称で固定資産台帳に登録されているのではないか、あるいは、固定資産の現物検査、除却処理が適切に実施されていないではないか、という疑問が生じたところ、上記①～③の事実が明らかになった。

前記①に関しては、個別の簿価10万円未満の固定資産が現物検査の対象に含まれていない場合、簿価1円の償却済固定資産を含め、簿価10万円未満の固定資産について現物検査及び除却処理が実施されていないことを意味する。もっとも、簿価10万円未満の固定資産について除却漏れが存在し、固定資産台帳に計上されたままになっていたとしても、その合計額が損益に与える影響は必ずしも大きくないものと考えられる。ただし、会社法計算書類附属明細書における「有形固定資産及び無形固定資産の明細」、固定資産台帳、連結パッケージ資料等に記載された各固定資産の種類別の期末取得原価（取得価額）及び減価償却累計額については、本来除却されるべき固定資産が計上されたままとなることにより、いずれも過大計上（いわゆる両膨らみ）の状態となっている可能性がある。また、貸借対照表個別注記表の減価償却累計額の注記金額についても過大計上となっている可能性がある。

前記②に関しては、①と同様に、現物検査で所在不明と認識された固定資産が固定資産台帳に計上されたままとなっていることを意味している。このことからすると、資産の保全及び適正な財務報告を目的の一つとする内部統制が有効に整備、運用されていなかった可能性がある。また、当委員会の質問に対するLz氏の回答によれば、ソフトウェア等の無形固定資産の稼働状況や使用状況等に関する調査が行われておらず、これに伴う除却処理も実施されていないとのことであった。特に、償却済みで簿価が0円となっている無形固定資産について除却処理が漏れている場合には、固定資産台帳や連結パッケージ資料等に

おける取得原価（取得価額）及び減価償却累計額の過大に計上される原因となっている可能性がある。

前記③に関しては、2026年2月の監査法人への提出書類の中で以下のとおりの報告が実施されていた。

定期交換部品の除却処理漏れ

特定の設備（■■■■■）につき、定期的に部品（■■■■■）交換を行っており、取り付けた部品は税務基準に基づき資産計上したうえで、法定耐用年数8年で償却している。当該部品については、取り付け後1年で部品交換となる一方で会社は取り付けた部品について除却処理を行っていない（約2-30M）。

これは、本来、設備の機能の現状維持のための支出としての部品交換に係る修繕費であるにもかかわらず、税務基準を根拠として固定資産に振替計上することにより費用計上が先送りされている点、減価償却費が過大計上されている点、本来適時に実施されるべき除却処理が実施されず固定資産台帳に計上され続けているため複数年にわたって減価償却費の過大計上が続いている点等、いくつかの不適切な会計処理の存在を示唆するものと考えられる。

第6 ■■■■■設備の設置工事に係る性能試験完了前の売上計上等

1 性能試験完了前の売上計上

(1) 事実の概要

日本海水がCn社（以下「Cn社」という。）の下請として受注した、Cm社（以下「Cm社」という。）の■■■処分場への■■■■■設備の設置工事について、日本海水とCn社との間の契約においては、工事の完成後に検査を行い、検査に合格した後に検収を行うことが合意されていた。しかしながら、日本海水は、■■■■年■月期に売上を計上するため、■■■■年■月時点では当該設備の試運転及び検査が完了していなかったにもかかわらず、Cn社及びCm社から、試運転及び検査を速やかに実施することを条件として、同月中に検収扱いとすることの了承を得たうえで、■■■■年■月期に売上を計上した（以下「本件Cn社売上計上」という。）。

(2) 経緯・原因

日本海水がCn社との間で、■■■■年■月に締結したCm社■■■処分場における■■■■■設備の工事に関する契約（以下「本件設備工事契約」という。）では、工事完成後の検査に合格したことをもって、当該設備の引渡し及び受取り（いわゆる検収）が行われる旨が規定されていた。日本海水は、■■■■年■月時点において、設備の試運転及び検査を完了していなかったが、期末の予算達成に向けたプレッシャーを受けた、環境事業部環境営業部のLy氏（以下「Ly氏」という。）及びMb氏が、Cm社及びCn社の担当者との間で交渉を行い、

■■■■年■月までに試運転及び検査を終了させることを条件に、設備の設置をもって検収扱いとすることの了解を取り付けた（以下「**本件検収合意**」という。）。日本海水は、かかる合意に基づき、■■■■年■月期の Cn 社に対する売上として■■■■■■円を計上したものであるが、本件検収合意は条件付きでの検収を認めたにすぎず、実際には設備の試運転及び検査を実施していなかった。その後、設備の試運転及び検査を実施したところ、日本海水が設置した■■■■設備に不具合があること（以下「**本件不具合**」という。）が判明した。これを受けて、Cm 社は、設備の設置を断念し、日本海水及び Cn 社に対して、損害賠償請求訴訟を提起するに至った。

なお、本件検収合意については、日本海水の環境事業部環境営業部の担当者らによって交渉が行われており、■■■■年■月時点で Nf 氏がこれを認識していたことを示す証拠は検出されなかった。Nf 氏は、遅くとも、Cm 社からの訴訟対応に当たって、Ly 氏から Nf 氏に対して顛末を報告するメールが送信された■■■■年■月■日頃には、同設備の試運転及び検査が未実施であるにもかかわらず、本件 Cn 社売上計上が行われた事実を認識していた。しかしながら、Nf 氏は、当該会計処理について過年度訂正の可否等に係る検討、指示等を行わなかった。

（３）会計上の問題・影響額

前記（２）のとおり、日本海水は、■■■■年■月期の売上予算達成のため Cm 社及び Cn 社との間で交渉を行い、本件検収合意に基づき売上を計上している。しかしながら、■■■■年■月時点においては設備の試運転及び検査を実施していない以上、本件設備工事契約における履行義務を充足していたとはいえず、収益認識の要件を満たしていない。よって、■■■■年■月期において、■■■■■■円の売上が過大に計上されていたと認められる。

２ 貸倒損失又は貸倒引当金繰入額の計上回避

（１）事実の概要

日本海水が本件設備工事契約に基づき設備を納入した後に実施された検査において、本件不具合があることが発覚した。そのため、日本海水は、回収不能となっていた本件 Cn 社売上計上に係る設備販売代金約■■■■■■円（税込）（以下「**本件設備販売代金**」という。）について、日本海水の計算書類上、貸倒損失又は貸倒引当金繰入額として販管費を計上する必要があったが、かかる処理を実施せず、補償金債務を引当て、対応する引当金繰入額を特別損失として処理した。

（２）経緯・原因

日本海水は、■■■■年■月■日、Cn 社の下請業者として、Cm 社の■■処分場に■■■■設備を納入したが、同年■月頃に実施された検査において、本件不具合があることが判明した。日本海水は、売掛金として計上されている本件設備販売代金について、■■■■年■月末まで

に本件設備販売代金を回収する目途が立たないのであれば、貸倒処理若しくは引当てを行うよう監査法人から指摘されていた。しかしながら、日本海水の損益計算書における営業利益に影響が出ることを回避するため、当該売掛金とは別途、日本海水の Cn 社に対する補償金債務■■■■■■円を認識したうえで、これに対応する引当金繰入額を特別損失として処理し、当該債務と当該売掛金を相殺することを企図した¹²。

日本海水は、本件設備販売代金の事後処理につき、監査法人との間で見解の相違があったものの、Mm 氏と相談しながら検討した結果、最終的には、■■■■年■月期に特別損失としてこれを処理した。

この点、■■■■年■月期の経営者確認書において、回収不能となっている本件設備販売代金について、損益計算書上、本来は貸倒引当金繰入額として販管費に計上すべきであるが、損害賠償費用として特別損失に計上されていることが、未修正の虚偽表示として記載されている。同書は、Nf 氏の名義で作成されたものであるから、Nf 氏は、■■■■年■月期の決算書作成時点で、回収不能となっている本件設備販売代金を販管費として処理すべきであったことを認識していたといえる。

また、Lz 氏は、当時、本件設備販売代金の処理に当たって、販管費又は特別損失のいずれとして処理すべきかについて、監査法人と議論をしていたところ、販管費として処理すべきではないとの認識を有していた旨を供述している。この点、監査法人からかかる指摘を受けていた以上、Lz 氏は、会計処理当初から、本件設備販売代金を販管費として処理すべきであったことについて認識していたといえる。

なお、本件設備販売代金を販管費ではなく特別損失として処理したことの背景には、日本海水の損益計算書における営業利益が目減りすることを回避する目的があったと認められる。

(3) 会計上の問題・影響額

前記(2)のとおり、日本海水は、■■■■年■月期において回収不能となっていた本件設備販売代金約■■■■■■円(税込)の売掛金について、日本海水の計算書類上、貸倒損失又は貸倒引当金繰入額を販管費として計上するのではなく、別途補償金債務を認識し、対応する引当金繰入額を特別損失として処理した。もっとも、前記1のとおり、■■■■年■月期における売上計上は認められないことから、本来であれば、これに対応する売掛金も計上すべきではなく、引当金の計上は発生しないはずであった。結果的に、■■■■年■月期において、日本海水の計算書類上は■■■■■■円の特別損失、当社の連結財務諸表上は同額のその他費用(営業費用)が過大に計上されていたと認められる。

¹² 補償金引当額は未回収の設備販売代金を下回っていたことから、■■■■年■月期に補償金債務と売掛金を相殺して以降も、■■■円の売掛金が貸借対照表において計上され続けている。

第7 四半期・半期を跨いだ売上及び費用の繰延

1 事案の概要

日本海水においては、月次、四半期及び半期の各タイミングで予算を達成している場合に、特定の月の売上及び費用を意図的に翌月以降へ繰り延べることにより、年間を通じていずれのタイミングでも予算達成している状態を維持するという、業績の平準化を目的とした売上及び費用の繰延が行われていた。

2 経緯・原因

日本海水の■■工場において、2022年3月期から2025年3月期にかけて、年度内の売上及び費用の繰延調整が行われていた。具体的には、経営管理部経理財務グループのMa氏（以下「Ma氏」という。）が対象案件を選定し、Ms氏との相談を経て、Lz氏の承認のもとで年度内の売上及び費用の繰延調整が実行されていた。繰延調整に関する仕訳の入力については、Ma氏が入力する場合もあれば、Lz氏から、経営管理部の担当者に指示をして行われる場合もあった。また、2021年3月期以降においては、■■工場以外の拠点においても、売上及び費用の繰延調整が実施されていた。かかる調整が行われていたのは、当社から月次ベースでの予算実績管理が行われていたこと（月次単位で予算の達成が求められ、また、例えば第一四半期で予算を達成していると、以降の期の予算の上方修正を求められる等の管理が行われていたこと）によるものと認められる。

この点、Lz氏は、売上及び費用の繰延調整が行われていた事実は認識していたと供述する一方、かかる調整の承認等をしたことはない旨供述する。しかしながら、Lz氏が経営管理部担当者に対し、売上及び費用の繰延に関する仕訳の入力を指示する旨のメールが検出されていることから、Lz氏は、売上及び費用の繰延調整を指示していたと認められる。

3 会計上の問題・影響額

■■工場においては、四半期を跨ぐ繰延調整額が、売上及び費用ともに最大で2022年3月期では13百万円、2023年3月期では25百万円、2024年3月期では60百万円、2025年3月期では85百万円計上されていたことが認められる。なお、いずれの年度においても年度末には繰延が解消されており、年度を跨ぐ繰延調整は確認されていない。

また、他拠点において同様の処理が実施されていたかについては、仕訳日記帳の摘要欄のうち、■■工場にて用いられていた「繰延」という文字列を含む仕訳を抽出した結果、2021年3月期から2026年3月期にかけて、■■■工場、■■工場、■■工場及び本社において合計180件の該当仕訳が検出された。Lz氏は、これらの処理がいずれも年度内の調整として行われた旨を認めている。

四半期を跨ぐ繰延調整額の各年度における最大額は以下のとおりである。

（単位：百万円）

妨害までも指示していた。

そして、MI 氏の供述によれば、かかる指示に基づき、往査の際に、これらの原材料を監査法人の立ち寄らない倉庫へ移動させるといった対応を取ったことが認められる。

Mr 氏は、かかる隠蔽指示について、長年リード原材料の受払を担当し、在庫が滞留して評価損が生じることを回避しようと考えた Mr 氏自身が自発的に行ったものであると供述している。指示メールの Cc には上司である Lz 氏や当時の事業部長である Ly 氏も含まれていたところ、同氏らと事前に相談したかどうかについては明確な供述を得られていない。しかしながら、経営管理部を所掌する取締役である Lz 氏は、適正な会計処理を指導・牽制し、部署内の業務を管理・監督すべき立場にあるところ、自身が Cc に含まれた当該メールの本文において「簿外品」としての物理的な隠蔽や、監査法人に対する口裏合わせが明確に記載されていたことを認識していたことが認められる。かかる事実を鑑みると、仮に、Lz 氏に対する事前の相談がなかったとしても、当該メールを受信した段階で、部下から工場側に極めて不適切な指示がなされていたことを容易に認識し得たはずである。それにもかかわらず、Lz 氏は、これを看過して制止や是正の措置を講じなかったと認められる。

3 会計上の問題・影響額

前述のとおり、日本海水において、滞留在庫の評価に関する当社の基準が導入されていなかったところ、約 30 百万円の在庫評価損の計上を回避する目的で、約 50 百万円の少額払出しを実施し、在庫に動きがあったように装っている。これにより、実態として滞留している在庫が、滞留していないかのように偽装されている。加えて、■■■工場において払い出された在庫は監査法人の棚卸立会において確認が及ばない倉庫へ移動させ、「簿外品」として棚卸対象外とする旨の指示がなされていた。これらの事実を総合すると、かかる在庫は、本来は評価損計上を検討すべき滞留在庫であり、監査法人の指摘に対して合理的な説明ができないとの認識があったことから、該当の決算時点において評価損を計上すべきであったと考えられる。

これにより、2022 年 3 月期において 29 百万円の評価損計上漏れが認められる。

第 9 Cw 社の持分法適用会社除外による株式売却に伴う損失計上の回避

1 事案の概要

日本海水は、■■■■年、Cw 社（以下「Cw 社」という。）の第三者割当増資を引受け、Cw 社の発行済株式の 20.4%を保有するに至り、Cw 社は当社の持分法適用会社となった。Cw 社の増資に当たり、日本海水と Cw 社、Db 社、Lx 氏及び Lw 氏との間で締結された覚書には、日本海水と Cw 社が信頼関係の維持が困難となった場合において、書面にて相手方に通知したときには、日本海水が保有する Cw 社株式の全部を売り渡すよう請求することができる旨が規定されていた。

Cw 社は、■■■■年■月、日本海水との提携関係の解消を表明し、本覚書に基づき、日本海

値の変動は、その他の包括利益（当期純利益に含まれない純資産の変動額）で認識する方針であった。

■■■■年■月■日、日本海水の Lz 氏や Mq 氏は、当社連結管理室及び経営企画室、並びに Mm 氏との協議を実施した。

日本海水は、当社から監査法人との交渉における必須事項として以下の 3 点の指摘を受けた。いずれも、Cw 社を持分法適用会社から除外するために必要な方策であり、当該協議を経て、日本海水は、Cw 社を持分法適用会社から除外する方針を採用した。

- ① 株式の売買を 2 回に分け、1 回目は遅くとも上期中（6 月が好ましい）に行い持分 20%未満の状態にして、2 回目は翌年度に行う。
- ② 1 回目と 2 回目の株式売買を関連させない内容にする。
- ③ Cw 社に対して、実質的に関連性が希薄化していることを示す。

■■■■年■月■日、Cw 社は、日本海水に対し、日本海水が保有する Cw 社の株式■■■株を 1 株当たり■■■■■■円、総額■■■■■■円で購入する旨の通知書を送付し、同年■月■日を株式の譲渡申込期日として指定した。これを受け、同年■月■日、日本海水は、Cw 社に対し、日本海水が保有する Cw 社の株式■■■■株のうち■■■株を同通知に定める条件で譲渡する旨の申込みを行い、Cw 社の株式■■■株を売却した。これにより、日本海水は、Cw 社を持分法適用会社から除外した。

その後、Mq 氏は、2025 年 5 月 12 日から同月 16 日にかけて、残株式■■■株の売却について、当社連結管理室の Ea 氏（以下「Ea 氏」という。）とチャットにてやり取りを行った。Mq 氏が「すでに持分法から外れたため、**連結上の売却損は出ないと認識しております**」と報告したのに対し、Ea 氏は、「**去年から決まっていたことがわからないようにすることと、株価の合理性をうまく表現ください**」と返信している。また、Mq 氏が、売却益の扱いについて質問したことを受けて、Ea 氏は、「**Cw 社は株式でしかないので、売却損益は PL 通りません。剰余金で処理されます**」と回答し、Mq 氏は、「**単体の売却益も IFRS では最終的に消えるんですね。承知です**」と返信している。

■■■■年■月■日、Cw 社は、日本海水に対し、日本海水が保有する Cw 社の株式■■■株を 1 株あたり■■■■■■円、総額■■■■■■円で購入する旨の通知書を送付し、同年■月■日を株式の譲渡申込期日として指定した。これを受け、同年■月■日、日本海水は、Cw 社に対し、残余株式■■■株を同通知に定める条件で譲渡する旨の申込みを行い、Cw 社の株式■■■株を売却した。これにより、日本海水は、Cw 社の全株式を売却した。

（2）評価

■■■■年■月■日における当社及び日本海水の協議では、当社は、日本海水に対して、Cw 社の株式売却を 2 回に分割し、1 回目の株式売却と 2 回目の株式売却を関連させない内容

とすることを必須事項として明示的に指示しており、日本海水が、意図的に、2回にわたる Cw 社の株式売却を計画したと認められる。

また、Cw 社側の申入れは全株式■■■■株の買取りであり、日本海水においても、当初から全株式売却を前提として損益影響の試算が行われていた。それにもかかわらず、日本海水から Cw 社に対する 1 回目の売却が■■■株のみの売却にとどまることは、独立した取引としては合理性を欠く。むしろ、当該■■■株の売却は、持分法適用会社から除外するのに必要な最小限の株数の売却にすぎないことに照らせば、Cw 社を持分法適用会社から除外することを目的とした取引であるといわざるを得ない。さらに、両取引の売却価格がいずれも 1 株当たり■■■■■■円と同一であることも、当初から一体として計画された取引であることと整合的である。

加えて、一括での株式売却を求めていた Cw 社が、株式売却を 2 回に分けて行うことを主導する動機はない。

以上より、2 回にわたる Cw 社株式売却は当初から一体として計画・実行された一連の取引であり、日本海水は、Cw 社の株式■■■■株の売却を単一の取引として会計処理すべきであったと認められる。

この点、Mq 氏は、1 回目の Cw 社株式売却時点において、2 回目の Cw 社株式売却は確定しておらず、一連の取引により、Cw 社を持分法適用会社から除外して損失計上を回避することは会計上許容されると認識していた旨の供述をしている。

まず、Mq 氏は、■■■■年■月■日における当社との協議に先立ち、Ea 氏らに対して、自身が作成した、Cw 社の株式売却を 2 回に分割することによる連結上の売却損計上回避の試算結果を記載した資料、及び、日本海水としては、Cw 社の株式売却を行うに当たり一部の株式売却を先行して行うことにより Cw 社を持分法適用会社から除外することを希望する旨記載されたメモを共有している。

また、Mq 氏は、同協議後、連結上の売却損計上回避を目的とする会計処理スキームを記載した、日本海水内部向けの報告書を作成し、Nf 氏に提出していた。

さらに、Ea 氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、取引を 2 回に分けたことについて、連結上の売却損計上を回避する目的によるものであったことを認めている。さらに、Ea 氏が、■■■■年■月のチャットにおいて、Mq 氏に対して「**去年から決まっていたことがわからないようにすることと、株価の合理性をうまく表現ください**」と述べ、2 回の Cw 社株式売却の一体性を外部に判明させないよう指示しており、Mq 氏自身も同チャットにおいて、「**その点承知しております。稟議の内容などを気を付けます。**」と返信している。

かかる事実より、Mq 氏には、1 回目の Cw 社株式売却により持分法適用会社から除外することによって、連結上の売却損計上を回避する意図があったと認められる。

他方、複数回の取引を一体の取引とみなして会計処理すべきと評価できるか否かは、取引実態を踏まえた総合的な判断が必要になり、解釈には相応の幅がある。また、当該取引では、1 回目の売却の時点で、Cw 社の他の株主が、2 回目の売却を実行することを承諾し

ていたと認めるに足りる証拠は確認されていない。

以上より、Mq 氏に、当初より連結上の売却損計上を回避する意図があったとしても、会計上、解釈に相応の幅がある事項について、当時の状況に照らして、適切な会計処理として実行可能と考えていたのであれば、不正の意図があったとまで断じることは困難といわざるを得ない。

3 会計上の問題・影響額

前記のとおり、日本海水は、Cw 社株式の売却処理を意図的に 2 回に分けることによって、売却損の計上を回避していたが、2 回にわたる株式売却の売却先はいずれも Cw 社であり、また、売却価格も同額であることから、売却の時期を便宜上 2 回に分けたにすぎないという取引の経緯や、取引先との交渉状況に鑑みると、かかる売却処理は、会計上は、一体としてみなすことが適切であると考えられる。

当社は、■■■■年■月に、一部の Cw 社株式を売却し持分比率が低下したことを契機として、Cw 社を持分法適用会社から除外し、資本性金融商品として類似企業比較法を利用して公正価値で評価した。その際に、公正価値が連結上の簿価を上回ったため、■■■■円の評価益を計上した。しかし、当初から売却が企図されていたのであれば、Cw 社との本覚書に記載された業務提携解消時の譲渡価格である 1 株当たり■■■円で評価すべきであったと考えられる。その結果、持分法適用会社から除外した■■■■年■月において、類似企業比較法による評価に基づく■■■■円の評価益を取り崩すとともに、連結上の簿価と Cw 社への譲渡額との差額である■■■■■■円について損失計上すべきであったと認められる。

第 3 章 調査結果の連結財務諸表に対する影響額

第 1 連結財務諸表への影響額（年度）

当委員会による、本継続調査の結果、連結財務諸表への影響額は後記のとおりである。

（前提事項）

① 本継続調査の結果判明した不適切な会計処理の影響額は、営業損益に与える合計額（+は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）として表示している。

② 判明した不適切な会計処理の修正を行った結果生じる、派生的な修正項目への影響は考慮していない。

③ 本継続調査により判明した不適切な会計処理の影響額には、当社が 2026 年 2 月 13 日に開示した半期報告書において、自主点検調査に基づき修正し、既に計上されている金額の一部が含まれている。

（単位：百万円）

	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	累計
売上収益	△ 34	535	717	644	766	1,289	161	4,080
売上原価	△ 630	292	240	96	478	742	189	1,410
売上総利益	595	242	477	548	287	546	△ 28	2,670
販管費	-	-	-	-	-	-	-	-
その他収益	-	-	-	-	-	82	-	82
その他費用	155	△ 1	-	-	-	△ 388	△ 1	△ 235
営業利益	440	243	477	548	287	1,017	△ 27	2,988

以上

別紙1 ヒアリング対象者一覧

当委員会が実施したヒアリングの対象者は、下表のとおり。

当社・グループ会社 関係者		
ヒアリング 実施日	氏名	所属及び役職等 (26年4月1日時点)
2026/4/8	Mq 氏	エア・ウォーター株式会社 社長室
2026/4/14	Mp 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ担当 課長
2026/4/15	Ma 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ担当 課長
2026/4/16	Nd 氏	株式会社日本海水 ■■工場塩製造部製造グループ長
2026/4/16	Mw 氏	株式会社日本海水 ■■工場塩製造部製造グループ長
2026/4/17	Mf 氏	株式会社日本海水 ■■■工場設備安全グループ長
2026/4/17	Mk 氏	株式会社日本海水 執行役員 経営企画部長
2026/4/21	Lz 氏	株式会社日本海水 取締役 経営管理部長
2026/4/21	Mi 氏	株式会社日本海水 経営企画部経営企画グループ長
2026/4/22	Me 氏	株式会社日本海水 常務執行役員 環境事業部長
2026/4/22	Ea 氏	エア・ウォーター株式会社 経理室
2026/4/22	Nf 氏	株式会社日本海水 代表取締役社長、エア・ウオータ ー株式会社 グループ執行役員 地球環境分野 海水 ユニット長
2026/4/22	Ne 氏	株式会社日本海水 塩・食品事業部第1営業部長
2026/4/23	Ms 氏	株式会社日本海水 常務執行役員 塩・食品事業部長
2026/4/23	Mu 氏	株式会社日本海水 経営企画部経営企画グループ主任
2026/4/23	Mk 氏	株式会社日本海水 執行役員経営企画部長
2026/4/30	Lz 氏	株式会社日本海水 取締役 経営管理部長
2026/5/11	Mh 氏	株式会社日本海水 物流調達部・電力事業部管掌 取 締役
2026/5/11	Mp 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ担当 課長
2026/5/11	Mo 氏	株式会社日本海水 電力事業部長
2026/5/11	Mj 氏	株式会社日本海水 ■■工場長
2026/5/12	Md 氏	株式会社日本海水 物流調達部物流グループ
2026/5/12	Mq 氏	エア・ウォーター株式会社 社長室

当社・グループ会社 関係者		
ヒアリング 実施日	氏名	所属及び役職等 (26年4月1日時点)
2026/5/12	Mn 氏	株式会社日本海水 物流調達部物流グループ
2026/5/12	Nc 氏	株式会社日本海水 ■■工場塩製造部担当部長兼設備安全グループ長
2026/5/12	My 氏	株式会社日本海水 物流調達部担当部長兼物流グループ長
2026/5/13	Ml 氏	株式会社日本海水 物流調達部担当部長
2026/5/13	Mc 氏	株式会社日本海水 環境事業部■■■工場長
2026/5/13	Mv 氏	株式会社日本海水 常務執行役員■■工場■■工場管掌
2026/5/13	Nb 氏	株式会社日本海水 塩・食品事業部■■工場長兼設備安全グループ長
2026/5/13	Ma 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ担当課長
2026/5/13	Mf 氏	株式会社日本海水 ■■■工場設備・安全グループ長
2026/5/13	Mz 氏	株式会社日本海水 ■■工場塩製造部担当部長兼設備安全グループ長
2026/5/13	Ly 氏	退職者 (元株式会社日本海水 環境事業部環境営業部担当部長)
2026/5/13	Mt 氏	株式会社日本海水 ■■工場長
2026/5/13	My 氏	株式会社日本海水 物流調達部担当部長兼物流グループ長
2026/5/18	Lz 氏	株式会社日本海水 取締役 経営管理部長
2026/5/18	Ne 氏	株式会社日本海水 塩・食品事業部第1営業部長
2026/5/19	Me 氏	株式会社日本海水 常務執行役員 環境事業部長
2026/5/19	Mr 氏	株式会社日本海水 経営管理部 担当部長
2026/5/20	Mb 氏	株式会社日本海水 環境事業部環境営業部担当部長
2026/5/20	Mx 氏	株式会社日本海水 塩・食品事業部企画営業部長兼企画営業グループ長
2026/5/21	Ms 氏	株式会社日本海水 常務執行役員 塩・食品事業部長
2026/5/21	Ma 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ担当課長
2026/5/22	Na 氏	株式会社日本海水 経営管理部経理財務グループ
2026/5/22	Mk 氏	株式会社日本海水 執行役員 経営企画部長

当社・グループ会社 関係者		
ヒアリング 実施日	氏名	所属及び役職等 (26年4月1日時点)
2026/5/25	Nf 氏	株式会社日本海水 代表取締役社長、エア・ウォーター株式会社 グループ執行役員 地球環境分野 海水ユニット長
2026/5/27	Me 氏	株式会社日本海水 常務執行役員 環境事業部長

外部 関係者		
ヒアリング 実施日	氏名	所属及び役職等 (ヒアリング時点)
2026/5/19	Lv 氏	Dc 社
2026/5/20	Mm 氏	Dg 監査法人

別紙2 デジタル・フォレンジック調査の概要

第1 実施したレビュー手続

当委員会は、本継続調査の目的である、日本海水の社長、取締役及びコーポレート部門による指示や関与の有無並びにその内容を解明するための主要な調査手続として、デジタル・フォレンジック調査を実施した。具体的には、サーバー上のメールデータ、日本海水が貸与する PC 及びスマートフォンのファイルデータを可能な限り保全収集し、調査目的に合致する範囲を確定したうえで、削除データの復元や暗号化の解除、重複削除及びチャットのスレッド化を実施しデータベース化を行った（当該処理について、以下「プロセッシング」という）。保全収集の対象者は以下のとおりである。

1 データ保全収集に係る制約事項及び保全収集の対象期間

日本海水の役職員が利用するサーバーメール及びチャットは、2021年8月1日からエア・ウォーターグループによる一括管理を受けており、それより過去のデータについては、日本海水が貸与する各役職員の PC 内に残存するアーカイブファイルを保全する必要がある。そのため、本継続調査においては、調査効率の点に鑑み、原則として保全収集及びレビューの対象期間を2021年8月1日以降と定め、それより過去のデータについては、事実解明において不可欠と考えられた場合にのみ保全及びレビューの対象とした。

2 データ保全収集・レビュー対象者

- ① 2021年8月1日以降のメール・チャットのみレビューした者 ...21名
- ② 2021年7月以前のメール・チャットも追加でレビューした者 ...4名

保全したデータについて、メールの本文及びチャットデータに対してキーワード検索を実施し、36,512件の文書をレビュー対象とした。

3 データ保全収集

当委員会は、エア・ウォーターグループの IT 担当者に対して、IT 環境に関するヒアリングを実施し、対象データ及び収集可能な範囲を確認したうえで、調査対象者に紐づくデータの保全収集を実施した。なお、Nf 氏、Lz 氏、Mk 氏の 3 名については、第1章 第1・4（1）日本海水の役職員による調査妨害行為に記載のとおり、特別調査委員会による本継続調査の開始後にも調査妨害に相当する行為が実施された可能性を否定できなかったため、3名が自宅待機となった後に再度 PC とスマートフォンの保全を実施した。

データ種別	対象	保全収集手法
サーバーメール及びチャット (■■■■)	全件	エア・ウォーターグループの IT 担当者が管理アカウントを用いてダウンロードしたデータを当委員会が受領した。
会社貸与 PC	8 台	フォレンジックツールである FTK Imager を用いて当委員会が保全収集した。
会社貸与スマートフォン	3 台	フォレンジックツールである Cellebrite Inseyets を用いて当委員会が保全収集した。

4 データプロセッシング

(1) データプロセッシング

受領したメールデータ及びチャットデータに対して、レビュープラットフォームである Relativity 社製 Relativity One (以下「**Relativity One**」という。)のプロセッシング機能を使用して、コンテナファイルの展開及び重複ファイルの排除を実施した¹³。文字認識処理 (OCR) は Relativity One の機能により、データプロセッシングと同時に実施された。

(2) レビュープラットフォームへの展開

Relativity One のレビューワークスペースにプロセッシング後の文書をアップロードし、全文書に対してインデックス処理を行った後、キーワードを用いて検索を行った。

主に抽出を試みたドキュメントの類型は、具体的に疑義のある会計処理に関連するもののほか、特別調査委員会や監査法人に対して真実を述べない又は虚偽の説明を企図しているもの、リニエンシー周知徹底プログラムの適切な運営を妨げるもの等である。

5 レビュー

(1) レビューの対象

キーワード検索で抽出した文書に対してレビューを実施した。また、キーワード検索の抽出条件に合致しないデータについても、本継続調査との関連性が高いと思われたメール、チャット、SMS、PC 内資料データのレビューを実施した。

(2) レビューの視点

主に以下の視点をもってレビューを実施した他、特定のテーマに関連するドキュメントを検索して併せて検討を行った。

- ① 疑義に関連する関与者、時期及び手口等の事実関係や経緯の確認

¹³ 重複排除後の件数として 1,555,101 件のデータに対してスレディングを実施し、合計 1,101,023 件の文書を Relativity One のレビューワークスペースにアップロードした。

- ② 疑義に関連する内部及び外部とのコミュニケーション内容の確認
- ③ 類似事案や関連するその他の不適切行為の有無の確認

(3) レビューの結果

レビューの結果得られた発見事項は 409 件であり、必要に応じて関係者へのヒアリングや書面確認等を実施した。

なお、本レビューは、会社資産として管理・保全されている電子メールアカウント及びチャットを対象として実施したものであり、私用端末及び私用アカウント上のコミュニケーションや、口頭のみで行われたやり取り等についてまで網羅的に把握するものではないことから、その点において一定の限界がある。